

chapter 02

第2部

主なできごと 2005-2014



主なできごと 2005-2014

年度	できごと	所管課
	文化・教育ゾーンの整備	
2004	2005 ●文化・教育ゾーンに「新図書館」、「文化プラザホール」オープン	図書館 / 文化スポーツ課
-2007	2007 ●逗子文化プラザ市民交流センター	市民協働課
	2004 ●逗子小学校の新校舎竣工	教育総務課
2005	●市内の学校に太陽光発電システム設置	教育総務課
2005	●行政評価市民会議	企画課
2005	●第1回逗子湘南口ケーション映画祭開催	文化スポーツ課
2006	●逗子海・浜ルールブック策定	経済観光課
2006	●深夜の花火規制条例制定	生活安全課
2006	●行政革新度「透明度ランキング」で逗子市が初の単独1位に！	企画課
2006-2009	●厳しい状況が続く「総合的病院誘致」	国保健康課
2007	●まちづくり基本計画の策定	まちづくり課
2009	●ごみ処理広域化の断念	資源循環課
2009	●平成21年度機構改革	総務課
2009	●新型インフルエンザ	国保健康課
2009	●地域安心生活サポート事業（お互いさま活動）	社会福祉課
2009	●よりよい学びの場づくりをめざして～学校支援地域本部について～	学校教育課
2009-	●逗子の支援教育	学校教育課
2010	●ゼロ・ウェイスト社会への挑戦始まる	資源循環課
2010	●サッカー日本代表岡田監督に市民栄誉賞第1号	秘書広報課
2010	●Zen 本格運用開始！	市民協働課
2010	●小・中学校エアコン導入と久木小学校校庭の芝生化	教育総務課
2010	●東日本大震災とその支援	防災課
2011	●忘れない、つなげていく…3.11 逗子 6万人のキャンドルを灯そう	市民協働課
2011	●全小学校区に放課後児童クラブとふれあいスクールを設置	保育課 / 児童青少年課
2012・2014	●協働事業提案制度と市民活動支援補助金の開始	企画課 / 市民協働課
2012	●防災対策の強化	防災課
2012	●チャレンジデーへの参加	文化スポーツ課
2013	●逗子海水浴場の規制強化へ条例改正	経済観光課
2013	●景観まちづくり読本「まちなみデザイン逗子」の発行	まちづくり課
2013	●小坪飯島公園プールのリニューアルオープン	緑政課
2013・2014	●第一運動公園のリニューアルオープン	緑政課
2013	●逗子アートフェスティバル初開催	文化スポーツ課
2013	●名越切通・まんだら堂やぐら群整備 / 世界遺産不記載勧告	社会教育課
2014	●長柄桜山古墳群 整備工事本格着手	社会教育課
2014	●地域自治システムの構築	市民協働課
2014	●個人情報の外部流出に係る情報セキュリティ強化	情報政策課
2014	●中学校給食開始	学校教育課
2014	●新総合計画の策定	企画課

2005年度（平成17年度）

文化・教育ゾーンに 「新図書館」、「文化プラザホール」オープン

文化・教育ゾーン整備計画「海と森、光と風、感動と交流のシビックガーデン」

逗子市文化・教育ゾーンは、「青い海と みどり豊かな 平和都市」の都市宣言の下、「ホール・図書館棟」、「逗子小学校棟」、「生涯学習施設棟」という多様な施設によって構成された文化・教育の核となる複合施設として、1997年（平成9年）に建設に向けた事業計画がスタートし、2007年（平成19年）に完成しました。

市民自らが使い、広く市民の活動をサポートする機能を合わせ持った施設として「海と森、光と風、感動と交流のシビックガーデン」を基本理念に建てられました。

外観は、施設全体に統一感を持たせるとともに、各施設の機能にふさわしいそれぞれの顔を持つ構成となっています。また、逗子の自然や街並みに調和し、市民に永く親しまれ愛される建物を目指して、外観・内観だけではなくサイン・アートにも「文化の薫るお洒落なまち」を体現した逗子の街のシンボルとなるデザインとなっています。

17万5千冊の開放的な図書館のオープン

1997年（平成9年）から現在地に小学校、ホール、図書館、生涯学習棟を含む、逗子市文化・教育ゾーン整備計画が検討されました。市民と行政が一体となり議論を重ねた結果、2004年（平成16年）4月に逗子小学校新校舎が完成し、その後、図書館と逗子文化プラザホールを併設した複合施設として、2005年（平成17年）4月17日（日）に現図書館が開館しました。その後、ホールが6月19日（日）にオープンし、この施設に隣接した旧図書館跡地にプールや会議室等を備えた市民活動の拠点となる逗子文化プラザ市民交流センターが2007年（平成19年）に完成し、文化・教育ゾーンが一体として整備されました。

図書館は、鉄筋コンクリート造り地上3階建て、蔵書収蔵可能冊数17万5千冊、床面積2,348㎡（旧図書館は、1,829㎡）、座席数188席でガラス



張りの明るい開放的な図書館です。

図書館サービスについても、従来より実施していたブックスタート事業やおはなし会の開催のほかインターネットによる図書の検索予約システムの導入、図書宅配サービスの実施等を行い、サービスが大幅に向上し、逗子の新たな文化拠点となりました。

新館オープン以来、図書館は市民の皆様にご好評をいただき、2013年（平成25年）12月5日には、入場者が500万人を達成しました。

2013年度（平成25年度）の開館日数は、315日、年間入場者数は、551,046人で1日あたり平均1,749人の利用があります。

今後も、より多くの市民に利用していただくことを目標に図書館運営をより一層充実していきます。



文化プラザホールオープン

2005年(平成17年)6月19日、逗子文化プラザホールがオープンしました。

大小2つのホール、美術作品の展示・発表が可能なギャラリーを中心としています。大ホール(なぎさホール)は、555席(ほか車いす席3席、親子席)で、音楽・演劇・講演会などジャンルを問わず多目的な利用が可能です。小ホール(さざなみホール)は、より多目的に利用できるホールです。音楽・演劇・展示などに利用できるよう昇降式舞台を設置しています。収納することで平土間としても利用できるホールです。座席数は160席(スタッキングチェア)とテーブル30台を備えています。音響面では、なぎさホールと同時利用もあることから、ボックス・イン・ボックス(浮き床浮き壁)を採用し十分な防音対策も行っています。ギャラリーは外部と連続した空間となるように中庭に面しており、誰でもが気軽に訪れることのできる市民の憩いのスペースとなるよう配置されています。



ホールがオープンした2005年(平成17年)は、公募市民により構成されたオープニングイヤー記念事業実行委員会により、「つなげる、広げる、深める」を各事業共通のキーワードとしてさまざまな記念事業が実施されました。市民が企画し、市民が準備し、市民が運営実施するという試みは、市民が地域文化の創造と発信に本格的に関わるものです。この実績が、その後のホールの事業と運営に市民が主体的に参画する土台となりました。開館年より継続されている「なぎさプラスゾリステン」は市内在住の一流音楽家などによる金管楽器の編成で、毎年たくさんの市民に喜ばれています。同じく、開館記念事業の一つとして実施した「こどもフェスティバル」は、文化プラザが複合施設である特色を生かして、ホール以外の施設を横断しながら実施し子供たちがさまざまな分野のアートに触れる機会となっています。2007年度(平成19年度)より実施している「能三昧」に、2008年(平成20年)より「逗子こども能」の企画が加わり、逗子市の小中学生を対象に能楽の実技体験、発表、鑑賞の複合型プログラムを展開しています。

施設概要	逗子文化プラザホール	逗子市立図書館
敷地面積 …………… 4,052㎡	所在 〒2490006 神奈川県逗子市逗子4-2-10	所在 〒2490006 神奈川県逗子市逗子4-2-10
建築面積 …………… 2,542㎡	TEL046-870-6622	TEL046-871-5998
延床面積 …………… 8,630㎡	FA X046-870-6612	FA X046-873-4291
ホール棟 …………… 6,282㎡	開館時間 ・午前9時～午後10時	開館時間 ・平日午前9時～午後8時
図書館棟 …………… 2,348㎡	休館日 ・毎月第1・第3火曜日 ・年末年始(12月29日～1月4日)	・土日祝日午前9時～午後6時
構造 …………… SRC	なぎさホール555席(固定)	休館日 ・定例休館日毎月第1・第3火曜日
工事期間 ……2002年10月～2005年3月	さざなみホール約150席(未固定)	・館内整理日毎月第2火曜日及び1月4日(いずれも当日が国民の祝日に当たると場合はその翌日)
設計監理 …………… (株)日総建	ギャラリー約100㎡	・年末年始12月29日～1月4日
建築工事 …………… 大成建設(株)	練習室音楽等練習用3室	
電気工事 …………… (株)中電工	その他楽屋、ロビー、調光室等	
給排水等工事 …………… ダイダシ(株)		
外構工事 …………… 大成建設(株)		
総工費 …………… 3,032,200千円		

2007年度（平成19年度）

逗子文化プラザ市民交流センター

市民交流センターは、2007年（平成19年）7月1日に、市民活動支援、生涯学習の拠点としてオープンしました。市民交流センターは逗子小学校、図書館、逗子文化プラザホールと隣接しており、文化教育ゾーンとして一体的に整備されました。

それまで、逗子市には生涯学習の拠点としては、小坪公民館、沼間公民館がありましたが、市の中央に拠点がなかったこと、また、市民活動支援のための拠点がなかったことから、双方の機能を兼ね備える施設として、会議室等の貸館機能や予約なしで使用できる打ち合わせスペース、市民活動支援のための備品を備え、地下には屋内温水プールがある非常に珍しい複合的な施設です。

建物は、構造的に隣りにある逗子小学校と連

結しており、屋内温水プールを水泳の授業で使用するときには行き来することができます。

逗子市で進める市民協働の取り組みの一環として、2009年（平成21年）4月市民交流センター内に生涯学習の推進と市民活動支援を行う市民協働課が、機構改革により設置されました。

複合的な施設であることから、生涯学習グループ、サークル、市民活動団体等様々な人々が行きかい、2013年度（平成25年度）の、会議室の平均稼働率は62%、利用者は年間178,375人と、明るく活気があり市民に愛される施設になりました。

2015年（平成27年）4月からは指定管理者制度を導入し、これまでの直営から市民協働型の施設としてより一層の発展を目指します。



受付



喫茶交流コーナー



屋内温水プール



会議室

2004年度（平成16年度）

逗子小学校の新校舎竣工

逗子小学校は、明治5年に創立され、逗子、桜山・新宿の一部から約850名の児童が通学する、140年以上の歴史がある学校です。

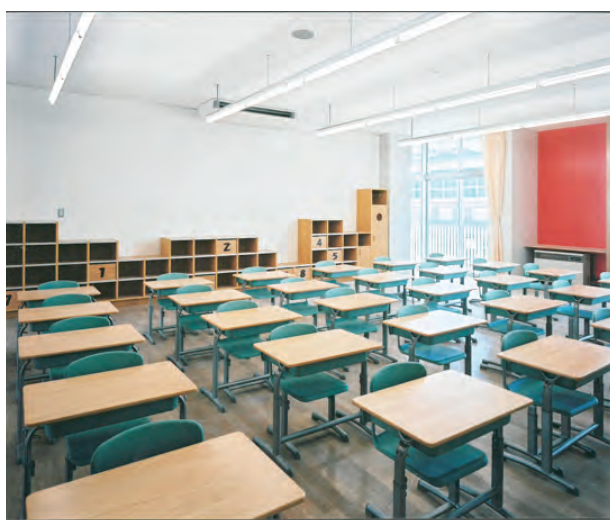
2004年（平成16年）に、逗子市文化教育ゾーン整備計画の一部として、南側に配置した校庭に面した明るい教室と、フェスティバルパークに面した多目的スペースを備える、新しい校舎が竣工しました。

この校舎の特徴は、学習・指導方法の多様化に対応できるように、教室と廊下の間に壁を設けないオープンスペース方式を導入したことです。

また、多目的スペースは、従来の廊下の機能に加え、他クラス・他学年の交流の場、展示・作業スペース、教師のワークスペースとしての、多目的な機能を持ち合わせています。

さらに、学校施設を市民の方々が共に利用できる開かれた学校であること、災害時の地域の防災拠点となる学校になるよう配慮しました。

このため、幅広い市民の方の利用に対応できるよう、バリアフリーに配慮したものとなっています。



2005年度（平成17年度）

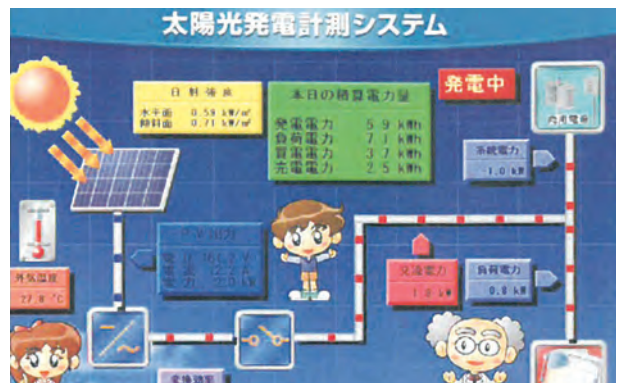
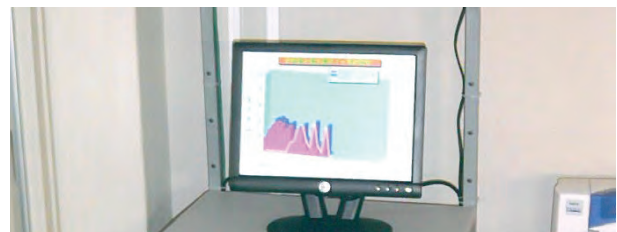
市内の学校に太陽光発電システム設置

太陽光のクリーンなエネルギーを利用することで、二酸化炭素を排出せずに発電する太陽光発電パネルを、2003年度（平成15年度）より、全ての市立小・中学校に順次設置しました。

これは、発電時に排気・排水・廃棄物・騒音・振動が発生しないなど、環境に配慮していること、また、新エネルギーの普及啓発も進めていく過程から、発電計測システムを設置し、学校での環境教育の一環として活用されています。

2005年度（平成17年度）までに8小・中学校で合計100kwの設備の導入を図り、電力使用量の約6%を賄っています。

導入年度	学校名	出力
2003年度 (平成15年度)	逗子小学校	30kw
	久木中学校	10kw
	沼間中学校	
2004年度 (平成16年度)	久木小学校	10kw
	池子小学校	
	逗子中学校	
2005年度 (平成17年度)	沼間小学校	10kw
	小坪小学校	



2005年度（平成17年度）

行政評価市民会議

2006年（平成18年）1月17日市議会委員会室等を会場に、行政評価市民会議を開催しました。

行政評価市民会議とは、市の行政評価システムの一環として市民から直接評価を受けるための仕組みで、3年度目となるこの年は「事業仕分け」として開催しました。

「事業仕分け」は、2009年（平成21年）11月、国の予算編成のために当時の民主党政権が導入したことで一躍話題になりましたが、逗子市では、それに先駆けること約4年、合言葉は『市役所の仕事を徹底解剖！』でした。

「市民に密着した事業について、要・不要や仕事のやり方を市民が評価し、行財政改革の進展を図る」ことが目的です。対象は、教育部の事業。①学校教育関係 ②生涯学習関係 ③図書館、公民館、青少年会館、体育館関係 の3グループに分かれ、それぞれ7～8人の評価者

で仕分けを行いました。

税金の使途は常に検証されなければならないという行政運営の基本を、市民と行政との間で改めて確認できた会議でした。



2005年度（平成17年度）

「映像文化都市」をめざして。 第1回逗子湘南ロケーション映画祭開催



2006年（平成18年）2月18日逗子文化プラザなぎさホールにて、「第1回逗子湘南ロケーション映画祭」が開催されました。映像を通して、全国に逗子の魅力を発信し、広く伝えていくことを目的に始まった事業です。

逗子やその周辺を舞台にした映画の製作を、逗子フィルムコミッションを中心に積極的に誘致・サポートするとともに、市民エキストラの出演の機会や、映像制作スタッフの活躍の場を提供するなどして、市民参加型の「映像文化都市」を目指しました。

「第1回逗子湘南ロケーション映画祭」では、逗子市が舞台となった「真白き富士の嶺」、「波の数だけ抱きしめて」などが上映されました。また、第1回シナリオ大賞も開催され、横澤 彪（よこざわたけし）氏を審査委員長に迎

えて行われました。この時から大賞の受賞者は、賞金を資金に、逗子をロケ地として受賞作品の映画制作に当たり、次回映画祭で上映するという流れができました。

逗子湘南ロケーション映画祭は、2010年度（平成22年度）第6回まで行われました。



2006年度（平成18年度）

逗子海・浜ルールブック策定



逗子海岸のルールブックは、1993年（平成5年）に社団法人サーフ'90交流協会が相模湾の逗子地区版を作成したものが最初で、1999年（平成11年）には逗子マリン連盟が改訂版を作成しました。

初めてルールブックを作成した1993年（平成5年）頃は、海の利用のニーズが高まっており、その利用に伴って漁業者やマリンスポーツ（ヨット、ウィンドサーフィン、水上オートバイなど）愛好者との間での海におけるトラブルや事故が生じていました。そのため、これらのトラブルや事故防止のためにルールを策定することとなり、主に海上利用のマナーやルールを中心に検討し、ルールを周知、啓発するためにルールブックを作成しました。

1999年（平成11年）には、マリンスポーツ愛好家によく利用されている逗子湾について、

海上利用のマナーやルールを新たに加え、ルールブックを改訂しました。

その後、海のルールだけでなく、近隣住民、散歩をする人、海水浴客、海の家事業者など幅広い層に利用されている浜についても、様々な利用形態が交錯することにより、問題や事故が発生するようになってきていることから、2005年度（平成17年度）に市民、行政、事業者、関係機関で組織した「逗子海・浜のルール検討委員会」を設置し、海・浜の利用のルールについて検討してきました。

逗子海・浜のルール検討委員会は、市民や来訪者の安全の確保、事故防止、海岸美化を図りつつ、憩いの場、市民の共有財産としての海と浜の良好な利用のためのルールについて、パブリックコメントも踏まえて検討を行い、ルールブック案を作成し、市長に報告しました。

この報告を受け、市は新たにルールブックを策定しました。

2006年度（平成18年度）のルールブックでは、逗子海岸での深夜花火や犬の散歩など、砂浜の利用のルールを盛り込みました。また、逗子湾の図面を海水浴場開設期間中と期間外の2通り作成し、わかりやすくしています。



2006年度（平成18年度）

深夜の花火規制条例制定

2006年（平成18年）7月1日 逗子市深夜花火規制条例が施行されました

この条例は、逗子市環境基本条例（1997年（平成9年）逗子市条例第2号）の本旨を達成するため、深夜における花火について必要な規制を行うことにより、安眠の妨害等の防止を図り、市民の良好な生活環境を保全することを目的として議員提案により制定されました。

当時の広報ずしでは条例の施行を次のように紹介しています。

制定当時から、広報誌やホームページ上で広く周知を行うほか、海水浴場開設期間には、海岸での横断幕の掲示や深夜の花火禁止パトロールを実施する（金、土曜日の10日間）など、逗子を訪れる観光客に対してもPRに努めています。

深夜花火規制条例可決

安眠を妨害する花火はできません！

逗子市議会第2回定例会において、逗子市深夜花火規制条例が可決されました。この条例は、騒音により近辺に住む人の安眠を妨害するような花火を禁止するもので7月1日から施行されました。

海岸や広場などの公共の場所において、22:00～6:00に爆発や燃焼の程度が著しい爆竹、打ち上げ花火、ロケット花火などの周辺地域の静穏を害する花火をすることはできません。

（広報ずし 2006.7.15号）



2006年度（平成18年度）

行政革新度「透明度ランキング」で 逗子市が初の単独1位に！

日本経済新聞社が2006年（平成18年）10月16日に発表した行政革新度調査において、逗子市が「透明度ランキング」で初の単独1位になりました。

「行政革新度調査」とは、日本経済新聞社と日経産業消費研究所が1998年（平成10年）からほぼ隔年で実施している調査です。全国の市と東京23区を対象に、行政運営の革新度合いや行政サービス水準を測るためのアンケートを実施し、その回答と個別取材の結果をもとに最終的な評価結果をまとめています。

一層公平で開かれた市政の実現を図っていくという逗子市の姿勢が、情報公開請求資格の要件がないことや首長交際費の全面公開、入札予定価格の事前公表などといった「ガラス張りの行政」につながり、大きく評価されたものです。また、効率化・活性化度や市民参加度、利便度などを含めた総合ランキングも、1998年（平成10年）の70位から着実に順位を上げ、現在も全国トップクラスを保持しています。

市制施行以前から続く「市民自治のまち」の歴史が、具体的な勲章となって現れたうれしい出来事でした。



主な調査項目

〈透明度の指標（計21項目）〉

- ① 条例に基づく情報公開制度の有無
- ② 情報公開条例への知る権利の明記の有無
- ③ 住民以外の情報公開請求資格の有無
- ④ 電磁的記録の情報公開の有無
- ⑤ 情報公開審査会の設置の有無
- ⑥ 行政文書の情報公開に当たって閲覧手数料徴収の有無
- ⑦ 首長交際費の使途公開の有無
- ⑧ 外郭団体の情報公開の有無
- ⑨ 個人情報保護条例の有無
- ⑩ 議会議事録のホームページなどでの公開の有無
- ⑪ 議会審議のインターネット中継の有無
- ⑫ 付属機関の会議公開の有無
- ⑬ 受け付けた住民の意見・要望に必ず回答する規定の有無
- ⑭ 住民の意見・要望に必ず回答する規定への回答期限の明記の有無
- ⑮ オンブズマン制度の有無
- ⑯ オンブズマン制度のタイプ
- ⑰ 監査委員への民間人登用の有無
- ⑱ 工事以外の入札予定価格の事前公表の有無
- ⑲ 工事以外の入札予定価格の事後公表の有無
- ⑳ 行政評価結果の公開の有無
- ㉑ 指定管理者の選定プロセス・結果のホームページ上での公開の有無

	行政革新度調査						経営革新度調査	
	1998 (第1回)	2000 (第2回)	2002 (第3回)	2004 (第4回)	2006 (第5回)	2008 (第6回)	2011 (第1回)	2013 (第2回)
総合順位	70	46	23	2	4	9	53	197
透明度	—	47	1	3	1	1	AAA	A
効率化・活性化度	9	50	8	1	8	20	A	BB
市民参加度	27	42	69	2	21	34	BB	BBB
利便度	—	195	442	167	92	139	BBB	CCC
市及び特別区の数	686	694	698	718	800	800	809	809

※「—」は、100位以下のため順位の数なし

※2011年（平成23年）開始の「経営革新度」調査における個別の順位はデータなし

2006年度(平成18年度)～2009年度(平成21年度)

厳しい状況が続く 「総合的病院誘致」



池子米軍家族住宅受入れ条件として病院建設用地が提示される

本市は、1984年(昭和59年)6月に国に対し、池子米軍家族住宅の受入条件のいわゆる33項目の1つとして、施設区域内に医療機関の建設用地の確保について要請をしました。これが、本市の総合的病院誘致の歴史の始まりとなりました。

その後しばらくの間は、大きな動きはありません

でしたが、1998年(平成10年)3月に池子米軍家族住宅地内に病院用地約2ha(約20,000㎡)が提示され、社会福祉法人湘南福祉協会湘南病院が、300床の病院建設の計画を表明しましたが、建設費と運営費の補助が前提であったため具体化せず、2001年(平成13年)5月に進出を断念しました。

沼間3丁目市有地に候補地を変更

2001年(平成13年)6月、当時の長島市長は、病院誘致の候補地を沼間3丁目に市が所有する約2.2ha(約22,000㎡)の第6小学校用地に変更して誘致を目指しました。2002年(平成14年)6月に国家公務員共済組合連合会が進出の意向を表明したものの、近隣住民の反対や、病院機能等に関し、医師会の理解を得ることができなかったことから実現には至らず、2005年(平成17年)3月に進出を断念しました。

その頃の本市の現状は、神奈川県内でも高齢化が進んでおり、入院医療や高度医療への志向が強いのとなっていました。市内には一般病床を有する病院は2か所あるものの、一般病床の合計は54床のみで、逗子・葉山のいわゆる逗葉地域(人

口約9万1千人)には100床以上の一般病床を持つ病院はありません。市内の救急患者の9割以上が市外の医療機関に搬送され、一刻を争う救急医療に時間を要することとなり、市民に大きな不安を抱かせている現状がありました。こうしたことから、総合的機能を有する病院を求める声が非常に大きなものとなり、1995年度(平成7年度)、2000年度(平成12年度)に行った「まちづくりに関する市民意識調査」においても、7割を超える市民が総合的機能を有する病院を要望しています。また、2002年(平成14年)8月には住民の直接請求による「逗子市に総合的機能を有する病院の誘致を促進する条例」が制定されています。

2006年度(平成18年度)総合的病院の公募

このような状況を踏まえた、逗葉地域にふさわしい地域の中心となるような高度・良質な医療を市民に提供してもらえる総合的病院を誘致するため、総合的病院の誘致促進(機能検討)市民協議会が数年間にわたって2度の報告書をまとめました。これに基づいて公募条件が設定され、2006年(平成18年)4月に総合的病院の公募を開始しました。

公募に当たり、病院の候補地を(A)逗子市沼間三丁目の市有地(約22,000㎡)と(B)「池子住宅地区及び海軍補助施設」区域内の国有地(約20,000

㎡)を提示し、公募の条件として、逗子市民が多く求めている重点的診療科目、救急機能は、小児科、一般内科、一般外科を対象に、24時間365日救急体制又は二次救急(医療圏)の輪番制への参加、病病・病診連携システムの構築などを設定しました。

この公募には2法人から応募があり、選考の結果、社会福祉法人聖テレジア会が運営する聖ヨゼフ病院の逗子への移転計画(病床数225床、12診療科目、24時間365日の二次救急に対応)を2006年(平成18年)8月に決定しました。

2007年度(平成19年度) 県の開設許可

2006年(平成18年)12月に就任した平井市長は、聖ヨゼフ病院の計画実現を引続き推進し、地元説明会や医師会への説明を重ねました。

2007年(平成19年)3月には、神奈川県が聖ヨゼフ病院に対し新病院の病床数225床から現在割り当てられている病床数182床を差し引いた不足分である43床の病床割当てを決定しました。

また、同年11月には市と聖テレジア会との間で病院等開設等許可申請手続き及び建築基準法に

基づく手続きの許認可の取得と、市の求める医療の実施を前提に、病院建設予定地の無償貸し付けと、救急委託料の議会議決に向け努力することを確認した文書を取り交わすなど、開設に向けた進展が見られました。

さらに同月、聖テレジア会が、神奈川県に聖ヨゼフ病院の病院開設許可申請を提出し、翌12月に神奈川県が開設を許可しました。

2009年度(平成21年度) 聖ヨゼフ病院が進出を断念

県の病院開設許可を受け、環境影響評価書案(逗子市の良好な都市環境をつくる条例)、景観配慮書案(逗子市景観条例)及び開発事業事前相談申出書(逗子市まちづくり条例)が聖テレジア会より提出されるなど、市の条例手続きを開始しました。

しかし、24時間365日の二次救急を年間1億3千万円で聖テレジア会に委託する市の方針に対して、市議会が「現在の深刻な財政状況に今後多大な影響を与え、新たな市民への負担となる救急委託費について現状では認めることは難しい。」とする「総合的病院誘致における財政負担軽減を求める決議」が議決され、近隣住民からも、まちづくり条例に基づいて病院建設に反対の陳情書が議会に提出されました。

一方、聖テレジア会からは、2009年(平成21年)6月末までに病院用地の無償貸与と救急委託費について何らかの確約がなされない場合には、病院進出の計画を断念するとの要望書が市に提出されました。

その後、病院建設に反対の陳情は市議会において不了承とされ、「逗子聖ヨゼフ病院誘致の実現を求める決議」、「逗子聖ヨゼフ病院誘致を円滑に進めるため市長に対応を求める決議」が議決されました。また、市も聖テレジア会からの要望書に対し、「市有地の無償貸与」と「二次救急委託費につい

て市長職として市議会の理解を得ること」を約束するとの回答文書を聖テレジア会に提出しました。

しかし、2009年(平成21年)7月に病院開設計画を断念する旨の文書が聖テレジア会から提出されました。断念の理由は、「市ご当局のご支援、ご指導や病院誘致に向けての議会決議は大変ありがたく存じますが、社会福祉法人聖テレジア会にとりましては、まだまだ不安に感じるところがあります。」そして、「昨今の医療を取り巻く環境が一段と厳しくなっていることもあり、誠に残念ではありますが、病院開設計画を断念することと致します。」との結論が示されました。

市としては、まちづくり条例上の議会承認も得られ、聖テレジア会が県へ建築申請できる段階に至ったので、ぜひとも進出を再考願いたいと強く求めましたが、理事会の決定をご理解いただきたいとの回答でした。

聖テレジア会の進出断念によって病院誘致計画は白紙に戻りました。新たに逗子に病院が進出するためには、今回の計画と同様に230床前後の病床数が必要です。2012年度(平成24年度)の県医療計画の病床数の見直しの際に大幅に必要な病床数が増やされ、103床の不足となりましたが、圏内の既存病院に割り当てられたため、2014年度(平成26年度)には不足病床数はゼロとなっています。このような状況から、圏外からの誘致は極めて困難であり、圏内の移転による方法しかないなど、病院誘致は大変厳しい状況が続いていますが、病床数の確保にかかる県への働きかけなど、引き続き総合的病院の誘致に向けた取組みを進めています。



まちづくり基本計画の策定

逗子市まちづくり基本計画は、約130人の市民が参加し、自らが望む30年先の逗子を見据え、まちづくりの理念・ビジョンを描き約2年間におよび様々な検討を重ね作成し、逗子市議会の審査・議決を経て、2007年（平成19年）12月25

日に策定されました。

その後、この計画に関わった市民等により、まちづくり基本計画を見守り、育てていく組織として「ほととぎす隊」が発足し、計画を推進するために様々な事業を実施しています。

逗子市まちづくり基本計画概要図																					
逗子のビジョン・まちづくりの理念	私たちはこんなまちにしてい																				
<p style="text-align: center;">I ビジョン</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.自然の恵みと享受 2.<くいにしえ>への郷愁と血の通ったふれあい社会の創造 3.自然の摂理をなくしつつある地球への自戒 4.逗子市民が発するメッセージ <p style="text-align: center;">II 理念</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.自然を大切にす 2.人間を大切にす 	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">I.自然を大切にす</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">首都圏に残された貴重な自然を守る 市民が安らぎ、遊び、憩える場をつくる</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">II.風致・景観の向上により、にぎわいとくつろぎが生まれる</td> <td style="padding: 5px;">風致に富み景観に優れた逗子をつくる</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">III.歩行者と自転車を優先する</td> <td style="padding: 5px;">逗子を歩行者・自転車優先の生活の質の高い先進都市にする</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">IV.安全・安心・ふれあいのまち</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">IV-1「その人らしく生きることをお互いに支え合う福祉のまち</td> <td style="padding: 5px;">「その人らしく生きることをお互いに支え合う福祉のまちにする</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">IV-2 共育のまち</td> <td style="padding: 5px;">世代間の交流を通じて、ともに学び、ともに育つまちをつくる</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">IV-3 災害に強いまち</td> <td style="padding: 5px;">災害から市民の生命財産を守り都市機能を確保し、日常的にも安全に安心できるまちをつくる</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">IV-4 犯罪のないまち</td> <td style="padding: 5px;">犯罪がない安全で安心できる環境をつくる。安心して暮らせるコミュニティをつくる</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">V.文化を新たに創造する</td> <td style="padding: 5px;">歴史的遺産と人的文化資産を継承・活用し、市民自ら発信する「まちなか文化」を創造する</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">VI.新しい地域の姿</td> <td style="padding: 5px;">地域に暮らす人々が生活に関わる課題を自主的・相互扶助的に解決するまちをつくる</td> </tr> </table>	I.自然を大切にす	首都圏に残された貴重な自然を守る 市民が安らぎ、遊び、憩える場をつくる	II.風致・景観の向上により、にぎわいとくつろぎが生まれる	風致に富み景観に優れた逗子をつくる	III.歩行者と自転車を優先する	逗子を歩行者・自転車優先の生活の質の高い先進都市にする	IV.安全・安心・ふれあいのまち		IV-1「その人らしく生きることをお互いに支え合う福祉のまち	「その人らしく生きることをお互いに支え合う福祉のまちにする	IV-2 共育のまち	世代間の交流を通じて、ともに学び、ともに育つまちをつくる	IV-3 災害に強いまち	災害から市民の生命財産を守り都市機能を確保し、日常的にも安全に安心できるまちをつくる	IV-4 犯罪のないまち	犯罪がない安全で安心できる環境をつくる。安心して暮らせるコミュニティをつくる	V.文化を新たに創造する	歴史的遺産と人的文化資産を継承・活用し、市民自ら発信する「まちなか文化」を創造する	VI.新しい地域の姿	地域に暮らす人々が生活に関わる課題を自主的・相互扶助的に解決するまちをつくる
I.自然を大切にす	首都圏に残された貴重な自然を守る 市民が安らぎ、遊び、憩える場をつくる																				
II.風致・景観の向上により、にぎわいとくつろぎが生まれる	風致に富み景観に優れた逗子をつくる																				
III.歩行者と自転車を優先する	逗子を歩行者・自転車優先の生活の質の高い先進都市にする																				
IV.安全・安心・ふれあいのまち																					
IV-1「その人らしく生きることをお互いに支え合う福祉のまち	「その人らしく生きることをお互いに支え合う福祉のまちにする																				
IV-2 共育のまち	世代間の交流を通じて、ともに学び、ともに育つまちをつくる																				
IV-3 災害に強いまち	災害から市民の生命財産を守り都市機能を確保し、日常的にも安全に安心できるまちをつくる																				
IV-4 犯罪のないまち	犯罪がない安全で安心できる環境をつくる。安心して暮らせるコミュニティをつくる																				
V.文化を新たに創造する	歴史的遺産と人的文化資産を継承・活用し、市民自ら発信する「まちなか文化」を創造する																				
VI.新しい地域の姿	地域に暮らす人々が生活に関わる課題を自主的・相互扶助的に解決するまちをつくる																				



まちづくり基本計画市民会議：100人を超える年代性別を超えた検討会議



逗子のまちを守りたい：いのちの森の植樹、脇村邸の保全活動、田越川清掃



逗子の人々の絆：ツールド逗子、オープンサロンが現在の逗子コミュニティパークの原点

2009年度（平成21年度）

ごみ処理広域化の断念



ごみ処理広域化に向けて4市1町の協議会設置

国は、1997年（平成9年）1月に「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」を策定し、焼却量削減のためのごみの排出抑制とリサイクルの推進、既設の焼却炉の改良等の対策を図るとともに、ごみ処理の広域化により、ダイオキシン類の排出の少ない一定規模以上の全連続炉へのごみの焼却の集約化を進めるべきこととしました。

1997年（平成9年）5月には、国から全国の都道府県に対し、ごみ処理広域化計画の策定を求める通知（「ごみ処理の広域化計画について」）がなされ、これを受けて、神奈川県は、

平成10年3月に「神奈川県ごみ処理広域化計画」を策定しました。同計画では、県内市町村を9つのブロックに区割りし、ごみ処理の広域化を進めることとされました。

県の計画の区割りによる横須賀三浦ブロック（横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町）の4市1町は、1998年（平成10年）7月に「横須賀三浦ブロックごみ処理広域化協議会」を設置し、ごみ処理広域化に向けた調査、検討を開始し、平成16年3月に「横須賀三浦ブロックごみ処理広域化基本構想（素案）中間報告」を策定しました。

協議会の解散。鎌倉市と新たに2市協議会設置

しかし、広域組織の前提となる可燃ごみの分別と処理方法の統一の問題や、広域処理施設の経費の負担割合、財政計画などが、解決に至らなかったことから、横須賀市、三浦市、葉山町の2市1町と、鎌倉市、逗子市の2市での2グループ体制で推進するとの方向性が確認されました。これにより、2006年（平成18年）1月31日に「横須賀三浦ブロック広域連合設立準備協議会」は解散し、4市1町でのごみ処理広域化を断念することとなりました。

4市1町でのごみ処理広域化を断念した後、2006年（平成18年）2月14日に「鎌倉市・逗子市ごみ処理広域化検討協議会」を設置、同年4月24日に鎌倉市と覚書を締結し、2市での広域処理に向けた協議を開始しました。しかし、4市1町での検討経過を踏まえながらの協議はなかなか目途が立たず、特に、焼却施設の設置場所について4市1町の広域化基本構想で示された逗子市での整備を主張する鎌倉市と、設置場所は白紙から

の検討を求める逗子市との見解の相違が大きく、調整は難行しました。

また、生ごみバイオガス化施設についても積極的な鎌倉市と、技術的に確立していないことを理由に、消極的な逗子市との間で、意見の統一は図れませんでした。その間、平井市長は市民との意見交換を何度も行い、最終的に2010年（平成22年）2月4日に鎌倉市との覚書を解消し、両市ともに老朽化した既存の焼却施設の延命化を図りながら、引き続き将来の広域処理に向けた検討、協議を継続することとして、新たな確認書を取り交わしました。



2009年度（平成21年度）

平成21年度機構改革

実施の経緯

前回の機構改革から既に10年以上が経過していることから、多様化・複雑化する市民ニーズ及び事務事業への対応が必要となり、また、市民との協働の推進のための事務の再編成、団塊の世代の退職及び国の集中改革プランの実施に伴う職員数の減少を予定した事務の再構成等を目的として実施しました。

主な新機構の特徴

①子どもにかかる事務の充実・一元化のための課の新設

福祉部に子育て支援課、保育課、児童青少年課を設け、子育て支援及び子どもと青少年にかかる事務の充実と一元化を図りました。

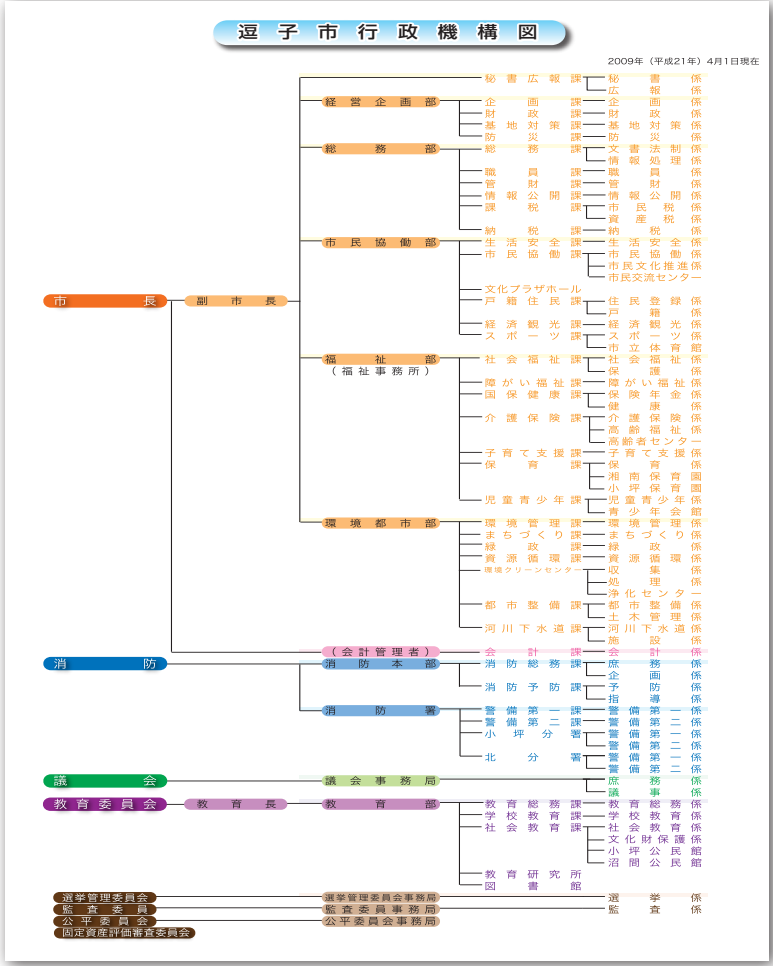
②市民協働の推進のための事務の整理

市民協働、文化、スポーツ、生涯学習にかかる事務について、新たに市民協働部を設置しそこへ集約することで、市民協働の推進を図りました。

③部・課の数の削減

環境部と都市整備部をひとつにして環境都市部とし、また保険年金課と市民健康課をひとつにして国保健康課にするなど、部や課の数を削減し、人員配置を見直しました。

これにより、7部45課51係体制（消防、議会事務局、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び固定資産評価審査委員会を除く。）から6部37課55係体制となりました。



現行 (2014年(平成26年)4月1日現在) の機構図とは異なっています。

2009年度（平成21年度）

新型インフルエンザ

発生から行動計画の策定まで

2005年（平成17年）に病原性鳥インフルエンザが、その後、メキシコで2009年（平成21年）4月に新型インフルエンザが発生し、世界各地でも多くの感染者が確認されました。これを受け、日本においても厚生労働省が「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、続いて県

も行動計画を策定、逗子市でも、感染拡大を防止し、健康被害や社会機能への影響を最小限にとどめることを目的として、2009年度（平成21年度）中に、「逗子市新型インフルエンザ対策行動計画」策定しました。

発熱外来の設置

衛生部局である福祉部国保健康課健康係では、2009年度（平成21年度）中の新型インフルエンザの発生を受け、池子にある逗葉地域医療センター内に発熱外来を急ぎ開設しました。（図1・2）

発熱外来の受診者は既に新型インフルエンザに感染しているおそれがあるため、通常の逗子市保健センター、逗葉地域医療センター利用者から隔離する必要があります。そこで、発熱外来を遮へいするために、臨時の仕切り壁を設置

し、発熱外来専用の入口を新たに設け、また、屋外には発熱外来の受診者専用の簡易トイレを設置しました。発熱外来の運営は公益財団法人逗葉地域医療センターが行い、輪番の医師は逗葉医師会より派遣、看護師業務は派遣会社からの派遣や、市の保健師が担いました。こうして、地域の官民の協力により、迅速な対応を行うことができ、市内での大きな蔓延等は無く、発熱外来事業は終了しました。



図1 逗子市保健センター（左側）
逗葉地域医療センター（右側）

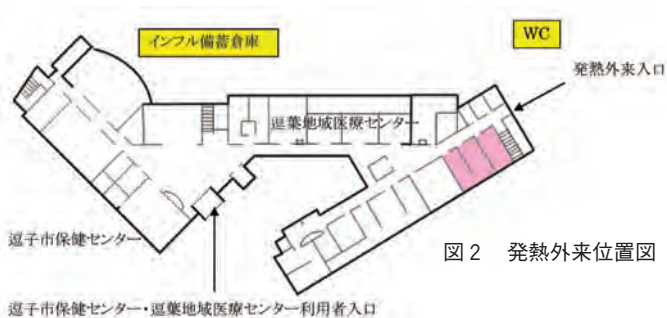


図2 発熱外来位置図

現在及び今後の対応

新型インフルエンザが終息した後から現在は、今後の新興感染症等の発生に対処すべく、保健センターに設けられた倉庫に消毒剤やマスク等を備蓄し、管理しています。また、2010年（平成22年）から市役所内倉庫にも備蓄するとともに有効期限や品質管理を行い、常に迅速に対応出来るように準備しています。

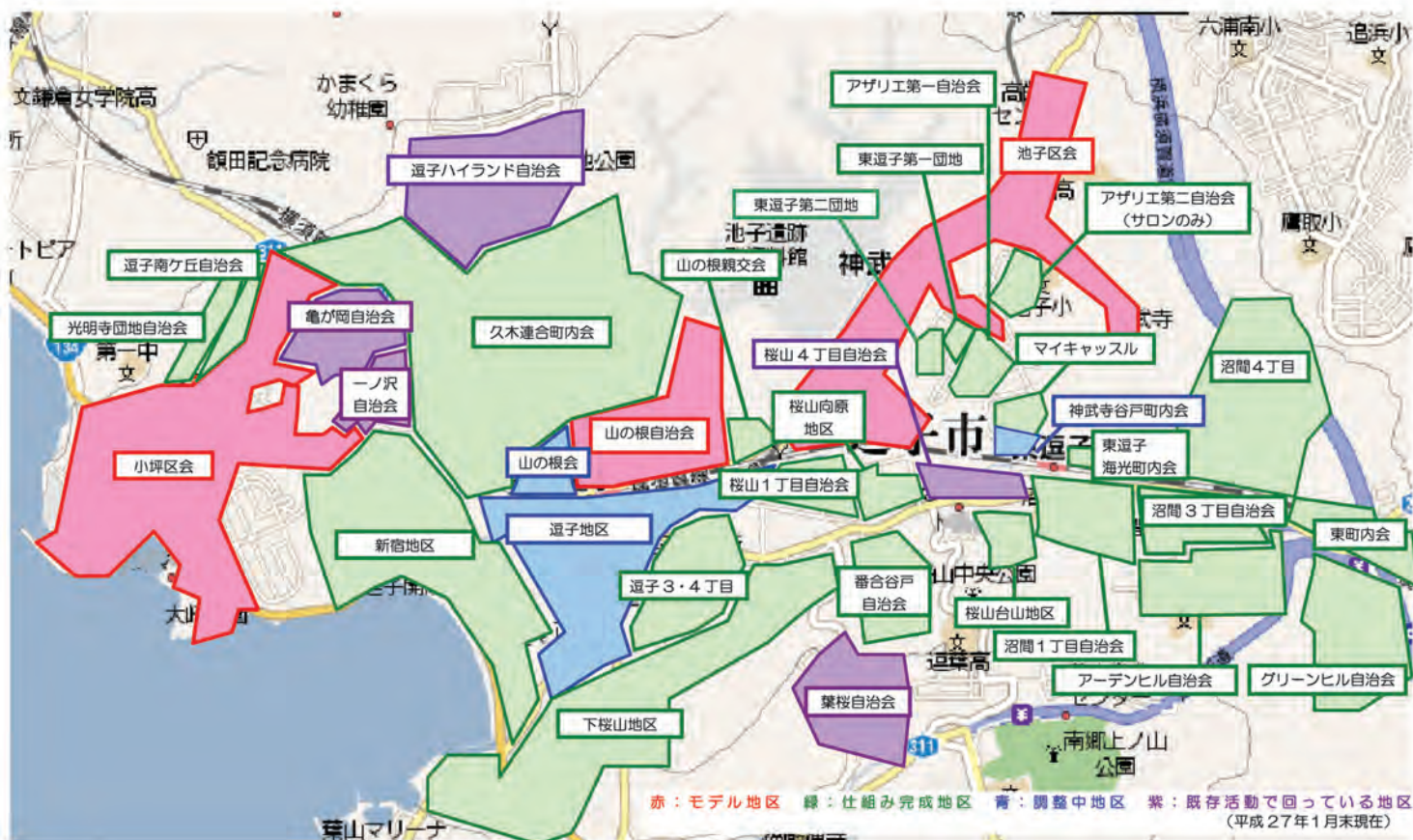


地域安心生活サポート事業（お互いさま活動）

地域安心生活サポート事業とは、地域でいつまでも安心して暮らし続けることができる「お互いさまの福祉のまちづくり」を目指して、地域特性に合わせた住民による地域のつながりや支援体制を構築していく事業です。市内全域において何らかの見守りの取り組みが行われることを目標に、2009年度（平成21年度）から逗子市社会福祉協議会に事業を委託し実施しました。

地域安心生活サポート事業では、地域（自治会・ご近所単位）ごとに、ひとり暮らし高齢者や障がいのある人、子育て世帯など、地域の中

でちょっとした見守りやお手伝いが必要な方に対して幅広く呼びかけ、ニーズを把握します。一方、地域の中で日常からの見守りや簡単なお手伝いをしていただけるボランティア（お互いさまサポーター）を募集し、双方をつなぐことで、地域の中で、お互いに困っている時に気軽にお問い合わせができる現代版「向こう三軒両隣」の関係を構築しています。2015年（平成27年）1月1日現在、お互いさまサポーターは470人に、見守り活動を行っている地区は26地区になっています。



取組み開始地区色分け図

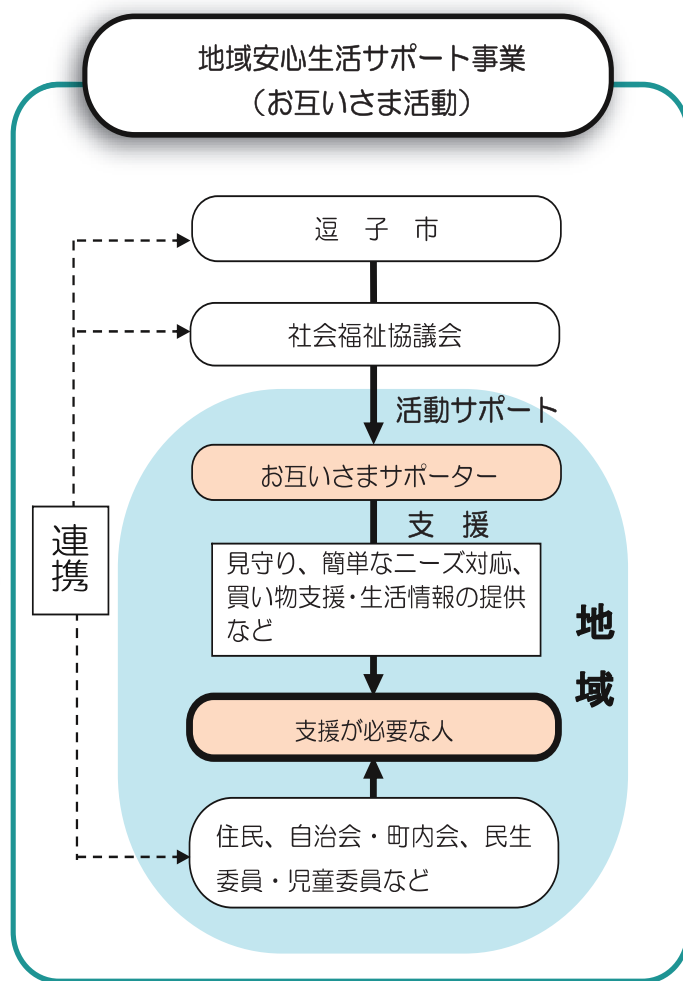
様々な見守り活動

地域安心生活サポート事業では、それぞれの地区において、地域のお互いさまサポーターが、次の項目の中で必要と思われる活動を、必要と思われる方に対して行っています。

- ① 見守り活動…訪問や電話対応など、個別のケースに応じて日頃から見守り活動を行っています。
- ② 福祉協力店の紹介…支援が必要な方の生活を守るため、「日常生活用品を宅配するお店」等を募集し、情報提供を行っています。
- ③ 簡単なニーズ活動…電球の付け替えや、樹木の伐採、買い物支援など、日常生活のちょっとしたお手伝いをしています。
- ④ 生活情報の提供…タイムリーな生活情報、相談機関やサロンのお知らせなどの情報をまとめた広報誌を発行し、お届けしています。



- ⑤ 知り合う場の提供…サロンや、様々なイベントを開催し、住民の方が集まる場を提供することで、お互い顔の見える機会をつくるとともに、日常のちょっとした困りごとや、お願いごとの情報共有をはかる機会を設けています。



現状と今後の更なる充実に向けて

今後、ますます少子高齢化が進行する中、災害時における避難行動要支援者の支援体制づくりや、地域包括ケアシステムの構築など、地域安心生活サポート事業で築かれた地域住民相互による支え合い体制の基盤に大きな期待が寄せられています。

地域福祉を推進するためには、住民、関係機関や各種団体、行政などがそれぞれの役割を果たし、互いに力を合わせる必要があります。各

地域においてはそれぞれの実情に応じた“無理のない範囲”での地域の自立を目指し、専門機関においては情報や課題を共有しつつネットワーク化により地域への支援体制を構築するなど、より充実した取り組みの展開を皆で模索しながら、誰もが地域でいつまでも安心して暮らし続けることができる「お互いさまの福祉のまちづくり」を今後もさらに推進していきます。

2009年度（平成21年度）

よりよい学びの場づくりをめざして ～学校支援地域本部について～

2008年度（平成20年度）の新規事業として「学校地域連携活性化事業」をスタートさせ、学校支援地域本部の立ち上げに向けての土台づくりを行いました。この事業には小・中学校各2校が参加し、地域ボランティアによる夏休み特別教室、国語の授業の一環としての読み聞かせ、地域講師による環境教育などの授業、食育をねらいとした調理実習指導などを実施しました。

2009年度（平成21年度）からは事業名を「学校支援地域本部事業」に変更し、逗子市立小・中学校全8校で「学校支援地域本部」を立ち上げ、それぞれの学校支援地域本部ごとに地域教育力を活用した組織的な取り組みをスタートさせました。

2009年度（平成21年度）から2010年度（平成22年度）にかけて、地域コーディネーターやPTA役員、学校評議員、学校管理職、担当教員などで組織される「地域教育協議会」が全ての学校支援地域本部に設置され、学校に対する支援の方針や企画・立案を行う体制を整え、学校支援地域本部の活性化を図ってきました。

学校支援地域本部は、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てることを大きな目的として設置されました。学校の教育活動を支援するため、地域住民の学校支援ボランティアなどへの参加をコーディネートする、いわば“地域につくられた学校の応援団”と言えます。

学校支援地域本部の設置以前も各学校や地域で、地域の方々に様々な形で協力をいただきながら学校運営や教育活動を行う取り組みは進んでいましたが、それらの取り組みをさらに発展させて組織的なものとし、学校の求めと地域の力を調整して、より効果的な学校支援を行い、教育の充実を図ろうとするものになっていきました。

今後も学校支援地域本部の機能を充実させ、学校の状況に応じた地域ぐるみの支援が行われることで、教員や地域の大人が子どもと向き合う時間が増えるなど、学校や地域の教育活動のさらなる充実が図れるとともに、地域住民が自らの学習成果を活かす場が広がり、地域教育力のさらなる向上が期待されます。



逗子小 サマースクール



逗子小 読み聞かせボランティア



久木小 校庭の芝生作業



久木小 豆腐づくり

2009年度（平成21年度）～

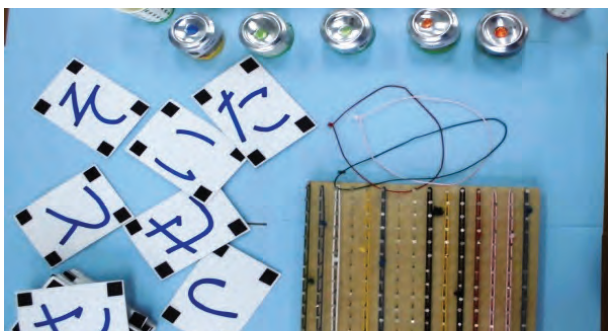
逗子の支援教育

本市では、2009年度（平成21年度）から支援教育充実事業として支援教育に取り組み始め、2012年度（平成24年度）からは支援教育推進巡回指導員と巡回スクールカウンセラーを、市の事業として各学校に派遣することになりました。今後とも一層支援教育を推進していくことが必要です。

1 個別支援の充実

(1) 支援教室の設置

通常学級には、学習への取り組みが困難な子どもや不登校など教室に入ることが困難な子ども、対人関係が苦手な子ども、など個別支援が必要な児童生徒がいます。そういう子どもに対応する新たな支援の場として、各学校に支援教室を設置しました。支援に必要な教材の開発も進めています。



自作支援教材の例

(2) 支援シート（市様式）の作成と活用

効果的な支援を行うためには、学校・保護者・専門機関が協議して個別支援計画を作成し、それに基づいたチーム支援を継続的に行う必要があります。そのためのツールとして本市独自に支援シートを作成しました。個別支援の必要な児童生徒全員について作成できるよう、普及に努めています。

2 共に学ぶ教育をめざして

2011年（平成23年）に改正された障害者基本法の「共に教育を受けられるよう配慮」できるようにするため、現在、以下のような取組を

行っています。

(1) 誰にでもわかりやすい授業づくり

学習に取り組むのが難しい子どもにとって、わかりやすい授業を提供するために、2014年度（平成26年度）に「授業についての自己チェックリスト」を作成し、授業改善の視点を提供しています。

(2) お互いを認め合える学級集団づくり

少子化や情報化が進む社会の中で、コミュニケーション能力の低下など人と関わる力が不足してきています。自分と他者との違いを理解し、受容し、認めあえるような学級集団を意図的につくる必要があります。支援教育推進巡回指導員を中心に、人間関係づくりプログラムのモデル授業と提案を行っています。



市内中学校でのモデル授業

(3) 啓発リーフレットの作成

市民の方の子育てを応援するために、2013年度（平成25年度）末にリーフレットを作成しました。大人にとって「困った」子ではなく、「困っている」のは子ども自身であり、教育



機関とともに共通の支援を呼びかける内容です。幼稚園・保育園・小学校低学年保護者の方と教職員全員、ふれあいスクールや放課後児童クラブ職員に配布し、市のHPにも掲載しています。

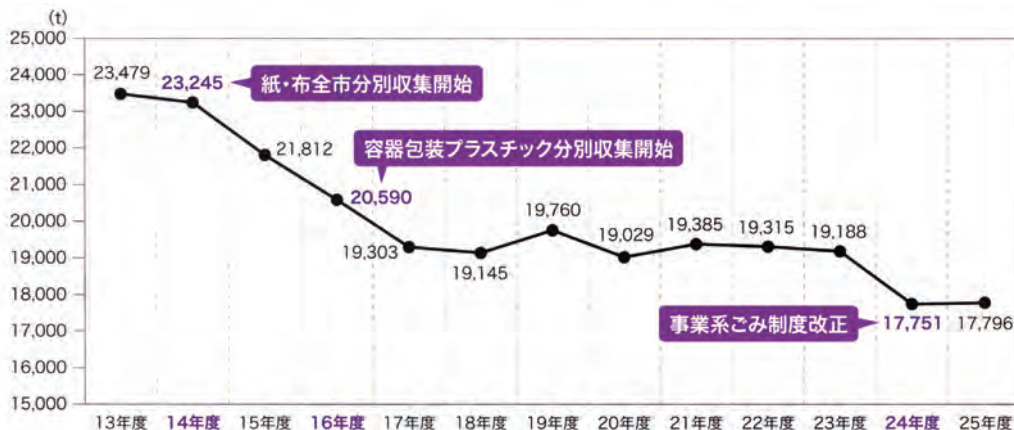
ゼロ・ウェイスト社会への挑戦始まる

将来のごみの広域処理に向け鎌倉市と引き続き検討、協議することを前提としながら、両市ともに老朽化した既存の焼却施設の延命化を図ることとなったことを節目として、市長施政方針において、市政の3つの重要課題の一つを、それまでは「ごみ処理広域化問題」としていたものを「ゼロ・ウェイスト社会への挑戦」に変更し、2010年（平成22年）3月に改定した逗子市一般廃棄物処理基本計画において、ごみの出ないまち（ゼロ・ウェイスト）を目指すことを基本理念に位置付けました。基本計画に基づき、2011～2013年度（平成23～25年度）の3カ年で逗子市環境クリーンセンターの焼却施設延命化のための基幹改良工事を実施するとともに、資源物の拠点回収、植木せん定枝の資源化、家庭用生ごみ処理容器の普及促進、事業系ごみ処理の見直し、協働事業提案制度による市民協働の取り組みなど、新たな施策を展開してきました。

ゼロ・ウェイストの取り組みを重要課題とする背景には、最終処分場の残余容量のひっ迫の問題もあります。2011～2012年度（平成23～

24年度）に静圧密工法による最終処分場の転圧工事を実施し、延命化を図りましたが、工事実施後も従前の埋立量で推移した場合、数年で計画容量に達するため、2013年度（平成25年度）からガラス残さの資源化、2014年度（平成26年度）からは焼却灰の全量資源化を開始するなどにより、最終処分場の延命化のための埋立量の大幅な削減を図っています。

なるべくごみを燃やさない、埋め立てないためのゼロ・ウェイストの取り組みを進めることは、環境への負荷を低減し、逗子市の豊かな自然環境に恵まれた良好な住環境、生活環境を将来に向けて守っていくことにもつながります。燃やすぐみの多くを占める生ごみの発生・排出抑制と紙ごみの分別の徹底の強化、小型家電リサイクルなど新たな資源化の取り組み、ごみ全体の排出量の抑制と分別の徹底を促進するための家庭ごみ処理の有料化など、ゼロ・ウェイスト社会への挑戦を掲げ、ごみの減量化、資源化のための新たな施策を継続的に展開しています。



収集ごみ・持ち込みごみ量の推移

2010年度（平成22年度）

サッカー日本代表岡田監督 に市民栄誉賞第1号



2010年（平成22年）、本市在住の岡田武史氏が、FIFAワールドカップ南アフリカ大会において監督として日本代表チームを率い、ベスト16に進む活躍をみせました。その健闘ぶりは多くの市民に感動と夢を与えるもので、本市としてその栄誉をたたえるため、これを機に逗子

市民栄誉賞を創設、2010年（平成22年）7月21日、岡田氏に逗子市民栄誉賞を贈呈しました。贈呈式には、市内少年サッカーチーム所属の小学生や市内中学校サッカー部の生徒など、約100人が臨席しました。

岡田氏は当時、逗子市に居を構えて15年ほどであり、贈呈式の挨拶では、「勝った時、負けた時、批判されている時、どんな時でも逗子に帰ると癒されます。緑多い逗子の家にいるのが一番のストレス解消法です。いろいろな意味で逗子には感謝しており、サッカーを通じて還元していきたい」と話し、逗子のサッカー少年たちにサッカーがうまくなるためのポイントも教えてくれました。



1

サッカーが好きなこと

「親に言われてサッカー部に入ったけれど、なかなかうまくならないな〜」という場合は、もっと好きなほかのスポーツを見つけてください。でも、サッカーが面白いと感じているのなら、あきらめずに続けてください。するともっと面白くなり、好きになるはず。サッカーが面白くて好きで好きで仕方がないという状態が上達に結びつきます。

2

自分で工夫すること

中田英寿選手が日本代表で僕がコーチだった時、練習後に「岡田コーチ、ちょっとボール蹴って」とよく呼ばれました。相手をするのが嫌になるくらい中田選手は自分で工夫しながら何度もキックの練習をしていました。コーチから教わった正しい技術だけをやってもうまくなりません。足の大きさも胸の形もそれぞれ違うからです。自分に合った蹴り方を工夫して考えることが大事です。

3

夢や目標をもつこと

「本田選手みたいになりたい」「ヨーロッパのクラブチームに入って稼ぐ」など、なんでもいいからとにかく夢や目標をもつことです。逗子のサッカー少年の中からワールドカップ2022の日本代表選手が出ることを期待しますよ。僕の練習はきつければ、いつか一緒にプレイしましょう！



2010年度（平成22年度）

Zen本格運用開始！



市民活動などへの参加意欲を高め、これまで活動に縁遠かった人をはじめとしてより多くの市民が参加できる環境づくりに役立つ社会参加・市民活動ポイントシステムが2010年（平成22年）10月に本格運用を開始しました。

ポイントシステムの発想は、行財政改革基本方針における市民と協働したまちづくりを推進するための仕組みを検討する中から生まれたものでした。「スタッフをもっと増やしたい！」

「活動への参加者をもっと増やしたい！」といった市民活動団体を応援する仕組みとして、補助金や助成金とは一味違う観点からこのようなシステムとなりました。

社会参加・市民活動ポイントシステムとは、ポイント交付対象活動の参加者やボランティアスタッフに1枚100円換算のポイント券を発行するシステムです。ポイントの名称はZen（ぜん）。一日一善の「善」と逗子（Zushi）のお金（円→en）という意味が込められています。「Zen」が市内に広く流通することを期待して名付けました。ポイント券は名刺程度の大きさで、複写防止紙に広報ずしのキャラクター「シズオ」をあしらった親しみやすいデザイン。もらった参加者にとっては自分の行動が認められ、ちょっと誇らしく思えます。

ポイント交付対象活動に参加すると、その場で参加者にポイント券が配られます。ポイント券は、1枚100円換算で逗子の「お金」として使えます。市民交流センターや逗子文化プラザホールの施設利用料などの支払いのほか、ポイント券5枚で500円分の商品券（逗子しおかぜ地域貢献カード）と交換し、逗子しおかぜカード加盟店での買い物に使うこともできます。また、自分の応援したい活動を行っている団体に寄付することもできます。

2010年（平成22年）10月の本格運用開始に先立ち、2009年（平成21年）の7月から12月にボランティア・市民活動ポイントの名称でテスト運用を実施しました。第1回の対象活動は、海の日イベントの海岸清掃活動でした。海岸清掃活動を主催した逗子ビーチ・クリーン隊の代表者からは「ポイントシステムが活動にどのように有効なのか、よく分からない状態でスタートしましたが、やってみると思いがけない新し



い参加者が。子どもたちがとても熱心にやってくれたのがうれしかったです。みんながもっとポイントシステムに興味をもてるように、より説明しやすい明解なシステムになるといいですね。また、逗子には活発に活動している市民団体がいくつもあります。それぞれの活動がリンクしておらず、横のつながりが薄いように感じます。お互いにポイントを通じて少しでもつながっていただけるといいと思います」と、テスト運用に参加した感想を語りました。



2012年度（平成24年度）からは、スポーツチャレンジチケット（スポチャレチケット）というサブシステムを運用しています。市民の健康増進やスポーツを通じた地域コミュニティの活性化を目的としたシステムです。スポーツイベントなどに参加するとスポチャレチケットが1枚もらえるしくみで、2枚たまるとZen1枚と交換できます。今後もこのようなZenを活用したサブシステムを拡大していければと考

えています。

市民・市民団体と行政、市民と市民団体、市民団体と市民団体など、それぞれがZenを通じてつながり、互いに支え合うことで市民活動に更なる広がりが生まれ、地域の課題や新しいニーズに的確に対応できる可能性が高まります。本市では今後も市民と協働したまちづくりを推進していきます。



Zen はイベント終了後に参加者へ手渡されます。

2010年度（平成22年度）

小・中学校エアコン導入と久木小学校校庭の芝生化

市立小・中学校の教室へのエアコン導入は、2010年（平成22年）8月から普通教室への設置を開始し、一部の特別教室への設置を2014年度（平成26年度）に行うことにより、全ての教室の整備を完了しました。

これは、保護者の方からのご要望に応え、国の補助金等を活用して設置したものです。

ここ数年の夏の暑さは厳しいものがあり、特に午後からの授業を行う教室の環境改善に役立っており、児童・生徒の皆さんも、以前より授業に集中できるようになりました。

久木小学校での校庭芝生化は、2010年（平成22年）6月に苗の植え付けを行い、同年9月から使用開始になりました。

これは、日本スポーツ振興センターのスポーツ振興くじ（toto）の収益から助成金を受け実施したものです。

久木小学校が選ばれた理由は、植え付け作業やその後の維持管理に保護者や地域住民の方との協働が可能であったからです。

校庭の芝生化は、児童が積極的に校庭に出て遊ぶようになり、体力向上が図れること、転倒しても衝撃を緩和してくれるのでけがをしにくくなること、ヒートアイランド現象の緩和、校舎内や周辺住宅への土砂の飛散がなくなるなど

のメリットがありました。

これを受け、現在は逗子中学校や沼間中学校でも、グラウンドの一部の芝生化を実施しています。



2010年度（平成22年度）

東日本大震災とその支援



2011年（平成23年）3月11日（金）14時46分、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0、最大震度7の東北地方太平洋沖地震が発生し、その後に東日本沿岸部を襲った巨大津波は、各地に甚大な被害をもたらしました。本市における被害としては、津波による被害の発生はなかったものの、震度4の地震により、瓦や雨どいなどが崩落する被害が3件発生しました。

災害対策本部の開催状況

この地震に対応するため、3月11日15時15分に災害対策本部を設置し、被害状況の調査や津波に対する海面監視等を行いました。

その後、災害対策本部会議を6回開催し、情報収集に努めるとともに、避難所の開設と避難者や帰宅困難者に対し、毛布などの避難物資の手配や食料の配給等を指示しました。また、保育園や放課後児童クラブ等で保護者が引き取りに出来ない幼児・児童についても、各施設で預かるなどの必要な対応を指示しました。



市内避難所の開設状況

3月11日から12日にかけての避難者及び帰宅困難者は、逗子小学校・市民交流センター・

文化プラザホールにおいて、ピーク時で1,000人を超え、逗子開成高校で80人、久木小学校で20人、小坪小学校で9人となりました。

保護者が引き取りに來れず、翌日まで施設でお預かりした保育園児等は、湘南保育園で1人、双葉保育園で3人、桜山保育園で1人、ずしっ子太陽学童クラブで2人となりました。小坪保育園では、津波による災害を回避するため、隣接する「湘南の凧もやい」に避難し、もやいの利用者とあわせて23人が互いの身の安全を確認しました。



市内避難所における避難者・帰宅困難者等の延べ人数は、約1,400人となり、その中でも逗子小学校と市民交流センターには、JR横須賀線、京浜急行電鉄及び京急バス等の公共交通機関が運休したことにより、多数の帰宅困難者が当該施設に避難されましたが、逗子小学校区の避難所運営委員会のメンバー12人、高校生のボランティア12人、そして避難者の有志ボランティア数十人が、逗子小学校の教員や市職員とともに、炊き出しや毛布運び等の避難所運営に当たったことから、大きな混乱を避けることができました。

これらの避難所は、大津波警報が解除された

3月12日（土）13時50分に閉鎖、災害対策本部についても、同時刻をもって解散し、防災課職員等による警戒体制（第1次体制）へと移行しました。

安否確認の実施状況

今回の地震は、揺れが比較的大きく、また、一晩近く停電が続いたこともあり、福祉部では、ひとり暮らしの高齢者や障がいのある人の健康状況等について、電話や訪問による安否確認を行い、多くの方々の安全を確認しました。

緊急消防援助隊の派遣

この地震に伴う被災地への救援の対応として、3月11日18時00分、神奈川県知事からの緊急消防援助隊出場要請に基づき、3月11日から20日までの間、第1次隊から第3次隊までの延べ3隊15名の消防職員を宮城県へ派遣しました。

本市の消防職員が所属する神奈川県緊急消防援助隊としては、主に仙台市の若林区及び宮城野区において人命検索活動を行い、この間、雪が舞い、寒風吹き荒れる悪天候と余震、津波警報の発令により活動の中断を余儀なくされる悪条件の中、隊員は、津波により海水がたまり、沼地のような場所をひざまで泥水につかりながら、瓦礫の山をかき分け、懸命な人命検索活動を行った結果、この派遣期間中に神奈川

県隊として被災者81名を発見し、うち3名の生存者を救出しました。



救援物資の搬入状況

本市からの被災地に対する救援物資としては、3月12日に神奈川県より救援物資提供の要請を受け、乾パン1,600食、サバイバルフーズ1,340食の合計約3,000食分の提供を申し出、3月25日に厚木の米軍基地に搬送しました。米軍は、厚木基地から三陸沖に展開する米空母に運び、そこからヘリコプターで被災地へ搬送しました。

食料以外の救援物資については、神奈川県市長会、神奈川県町村会及び神奈川県が協議した結果、3月22日以降に県が集約し、被災地へ搬送することとなったことから、本市としても、これに合わせ、3月23日から4月10日までの期間、市民交流センターにおいて救援物資の受け入れを開始しました。



救援物資は、神奈川県より指定のあった毛布、飲料水、粉ミルク、トイレトーパー等12品目とし、市民の皆様からお寄せいただいた物資は、ボランティアの方々のご協力を受け、段ボール箱で毛布26箱、飲料水73箱、紙おむつ67箱等に仕分けし、合計で570箱を神奈川県を通じて被災地に搬送させていただきました。

このほかに、宮城県石巻市の小学校に救急箱や文具を提供したほか、5月20日には、福島県教育委員会の要請を受けて、小学生用の机及び椅子を100セット提供しました。

被災県からの避難者の受入れ

被災県からの避難者の受入れについては、神奈川県では、福島県の被災者を受け入れる担当として、県の要請に基づき、3月28日から4月30日までの間、一時避難所として高齢者センターを提供し、老人クラブ連合会及び池子区会等の協力により避難者を受け入れる体制を整えましたが、結果的に避難を希望する方がいなかったため、高齢者センターが避難施設として活用されることはありませんでした。



義援金の状況

義援金については、市役所、福祉会館、市民交流センター等市内各公共施設に、日本赤十字社の募金箱を設置し、5月13日に12,687,379円を日本赤十字社神奈川支部へ送金しました。なお、その後も義援金の受付は継続し、2014年（平成26年）12月24日現在、総額21,006,050円を送金しています。

被災地への職員派遣状況

被災県から神奈川県を通じて被災地への職員の派遣要請があり、避難所運営や被災証明書の発行業務等の補助要員として、4月18日から順次1週間交代により、1名ずつ職員を派遣しました。

福島第一原発事故の影響

福島原発の事故によって放射能の飛散が社会問題となり、学校敷地や給食、公園、焼却灰や下水汚泥などの放射能測定を行わざるを得ない状況となり、市民の不安は高まりました。また、電力不足による計画停電も2011年（平成23年）4月まで実施され、市民生活に大きな影響を及ぼしました。



2011年度（平成23年度）

忘れない、つなげていく…3.11逗子 6万人のキャンドルを灯そう

被災地支援活動団体応援事業

2011年（平成23年）3月11日（金）に発生した東日本大震災から1年という節目の年（平成24年）から、逗子市では「忘れない、つなげていく…3.11逗子 6万人のキャンドルを灯そう」をテーマに被災地支援団体を応援するためのキャンペーンを実施しています。

初年度のこのキャンペーンは、2012年（平成24年）1月18日に設置された東日本大震災被災地支援活動応援プロジェクトチームが、企画を立案して、イベント及びキャンペーンを実施しました。このキャンペーンの特色は、市が主催するイベントだけではなく、市民団体との協働で事業を進めている点であり、キャンペーンに関わる市民団体は、年々、増加しています。

「3月11日」は、被災地の方や支援に携わった人ばかりでなく、逗子市にとっても決して忘れられない重要な日であるため、この日を特別な日として位置づけ、今後も被災地支援活動が継続していくように、全市民を巻き込める東日本大震災被災地支援活動応援イベントの開催及びキャンドルナイトを実施することとしています。

3.11応援・防災ひろば

東日本大震災の被災者支援活動を行っている

市民団体が、活動紹介（展示）、寄付募集、物品販売（被災者の方々による手作り品などの販売）を行い、被災者を継続的に支援するとともに、防災に関する知識、経験を市民の間で広く共有するため、2011年度（平成23年度）から市民交流センターの展示スペースを活用し、「3.11応援・防災ひろば」を設置、運営しています。

この「3.11応援・防災ひろば」も「忘れない、つなげていく…3.11逗子 6万人のキャンドルを灯そう」をテーマにしたキャンペーンの一環として、毎年度9月11日～3月11日の毎月1回、継続的に開催しています。

被災地の図書館に対する支援

逗子市では、被災地支援にあたって、地域を特定した取り組みを行っていませんでしたが、市民を中心とした被災地支援団体の活動では、山田町（岩手県）、陸前高田市（岩手県）や女川町（宮城県）などを支援しており、「忘れない、つなげていく…3.11逗子 6万人のキャンドルを灯そう」のキャンペーンの中では、キャンドルナイトを行う際の種火を陸前高田市から分灯を受けるなどのつながりが生まれていました。

この陸前高田市の市立図書館において、津波



キャンドルを空きビンに入れ、市民からのメッセージを記入しています。

の被害により、図書館の資料が不足しているため、これらの資料に対する支援の呼びかけがあったことから、逗子市として、市民と協働して図書館に必要な支援を行いました。

支援方法としては、陸前高田市立図書館で不足している、最近の小説や実用書など100冊を市民に呼び掛けて寄付を募り、同図書館に寄贈しました。

高校生被災地派遣研修

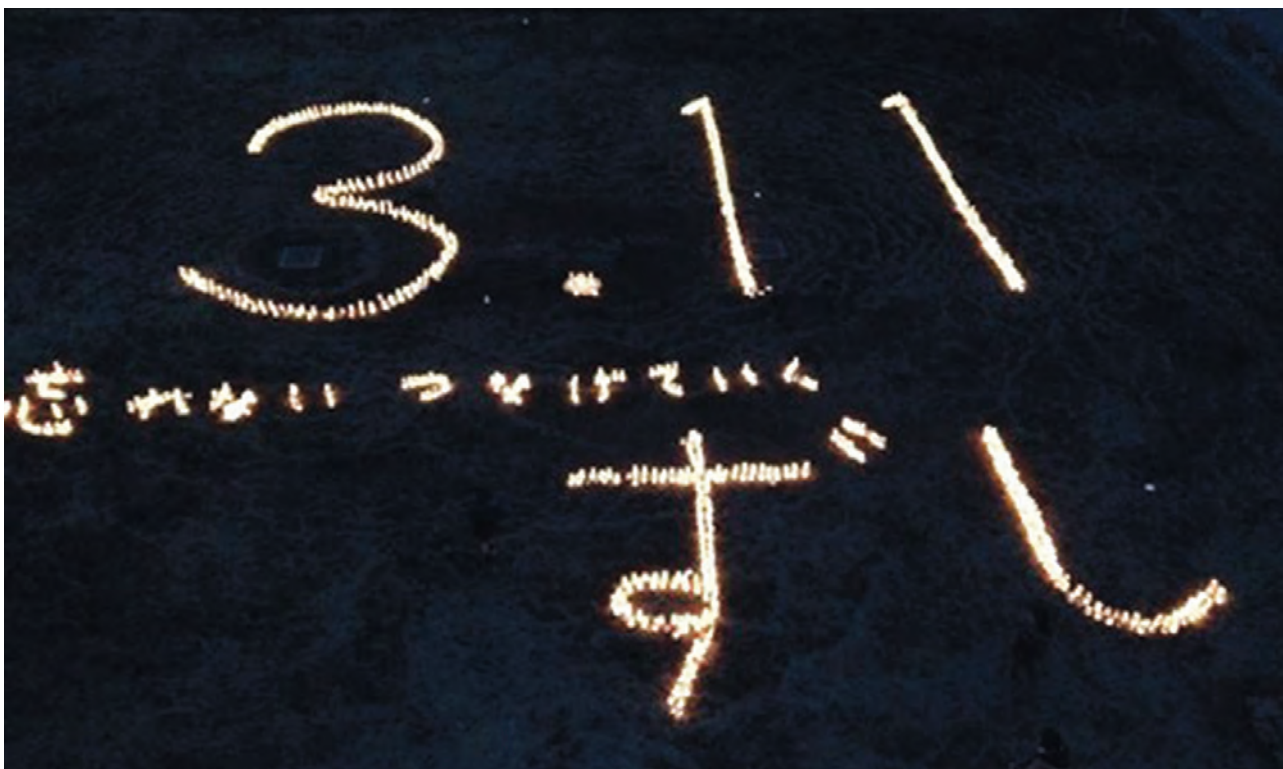
2012年度（平成24年度）からは、キャンペーンの一環として、市内在住、在学の高校1、2年生を募集し、石巻市及び女川町に派遣する研修を開始しました。石巻市には、震災後、避

難所運営支援や行政事務支援のために15人の職員を派遣していることから、派遣先として選定されました。現地では、震災及び復興の状況などを視察し、話を聞くほか、同年代である現地の高校生との交流を行っています。

交流先は、いしのまきカフェ「」（かぎかっこ）プロジェクトの高校生。このプロジェクトは、キャリア教育の場、若い世代によるまちづくりを目指し、カフェを運営しています。かぎかっこの交流は、逗子の高校生の派遣のみではなく、石巻の高校生が逗子でのイベントに出店するなど、双方向の交流として継続的に行われています。



いしのまきカフェ「」（かぎかっこ）との交流



2011年度（平成23年度）

全小学校区に放課後児童クラブとふれあいスクールを設置

放課後児童クラブの充実

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後等に生活の場として適切な遊びを主とした活動を通じて、健全育成を図ることを目的に実施している放課後児童クラブ事業は、この10年間で飛躍的發展を遂げました。

逗子市における放課後児童クラブ（学童保育）の歩みは、1978年（昭和53年）10月～1980年（昭和55年）3月にかけて「子ども達が小学生になっても安心して働き続けること」を願う保護者や関係者が立ち上げ、自ら運営主体となり、逗子小学校区に「星の子子どもクラブ」、沼間小学校区に「ひまわり学童クラブ」、池子小学校区に「りす学童クラブ」、小坪小学校区に「波の子学童クラブ」が開所しました。

1994年度（平成6年度）から民設民営で運

営する学童保育所に対し、放課後児童クラブを補助事業として運営費補助を開始。2003年度（平成15年度）からは、3クラブを市委託事業とし市の実施責任を明確にしました。

2005年（平成17年）「逗子市次世代育成支援行動計画」策定で、各小学校区に放課後児童クラブ1箇所設置することとし、2007年度（平成19年度）に逗子小学校区に新設し、2010年度（平成22年度）～2011年（平成23年）6月にかけて、4箇所施設の整備を実施。さらに、2011年（平成23年）12月、逗子市放課後児童クラブ条例（2012年（平成24年）4月1日施行）を制定し、2012年（平成24年）4月から指定管理者制度を導入し、専門性のある事業者や保護者会自らによる適切な活動を実施しています。

ふれあいスクール全小学校区へ

ふれあいスクールは、1997年（平成9年）11月公立小・中学校施設の活用を目的とした「余裕教室活用計画策定報告書」の提出に伴い、「開かれた学校」を基本理念として、家庭・地域・学校の連携のもと、子どもたちの豊かな人間性の育成を目的に、放課後の子どもの遊び場、生活の場として、1999年（平成11年）9月に逗子小学校に開設されました。その後、2000年（平成12年）1月に久

木小学校、2003年（平成15年）9月に小坪小学校、2007年（平成19年）12月に沼間小学校、2008年（平成20年）10月に池子小学校と順次開設し、全市的に事業展開しています。なお学童保育の全小学校区の開設により、ふれあいスクールは、当初「生活の場」として設置していた生活支援型を廃止して、児童の放課後の遊び場に特化して活動しています。



池子小学校区放課後クラブ



ふれあいスクール風景

2012年度（平成24年度）・2014年度（平成26年度）

協働事業提案制度と 市民活動支援補助金の開始

協働事業提案制度は、市民協働のまちづくりを推進するための施策のうちのひとつで、公共的な課題に関し、その解決を目指す市民活動団体等からの実施計画案の提案を求め、その団体と市とが協働して目的達成に向け取り組むための制度として、2010年度（平成22年度）に設置され、2012年度（平成24年度）から事業実施されました。

この制度により、市民活動団体等が持つ専門性や能力、企画力、解決に向けた情熱、実行力などをまちづくりに活かすことが期待されており、発案・企画の段階から実施の場面までを市民活動団体等と市が協働し、パートナーとして役割を分担していきます。

市民活動団体等からの事業提案は毎年3月に募

集しています。4月から提案書に基づき、協働相手となる担当課を決定し、事業実施に向け、協議を進め、公開のプレゼンテーション等を経て予算化され、次年度から実施されることとなります。

2013年度（平成25年度）までに実施された事業は次のとおりです。

市民活動支援補助金は、新たに公益的な市民活動を行う団体の育成と、様々な地域課題の解決を図るため、2014年度（平成26年度）に開始しました。市民活動団体の立ち上げに上限5万円、既存の団体の活動の発展のために上限20万円が交付されます。2014年度（平成26年度）はプレゼンテーション、審査を経て9団体が補助を受けて活動しています。

事業名	団体名
自然災害啓発事業 ずし減災大学「自分の命は自分で守る」	三浦半島活断層調査会逗子支部
市民の知恵と行動を活用した廃棄物資源化加速事業	逗子ゼロ・ウェイストの会
自然の遊び場運営事業（逗子の自然を活かした遊び場（プレイパーク）事業）	あそび発信基地
親子遊びの場運営事業（プレイリヤカー事業）	葉っぱのひろば
ソーシャルメディアを活用した市民参加による逗子の魅力共有事業	特定非営利活動法人 地域魅力



逗子の自然を活かした遊び場（プレイパーク）事業



プレイリヤカー事業



ずし減災大学「自分の命は自分で守る」



エコ広場ずし（廃棄物資源化加速事業）

防災対策の強化

東日本大震災の発生によって、国を挙げて防災対策の強化が緊急課題となりました。逗子市でも2011年度（平成23年度）に補正予算を急ぎょ組み、防災ハンドブックの全戸配布や津波避難路の整備等を進めました。2012年度（平成24年度）以降も防災対策を最優先課題として強化を行ってきました。

地域防災計画（地震津波対策計画編）の修正

国の防災基本計画の改訂に伴い、県の地域防災計画（地震対策計画）が2012年（平成24年）4月に改訂されたことを受けて、本市の地域防災計画（地震津波対策計画編）の改訂を行いました。

○逗子市津波ハザードマップの修正

神奈川県が示した津波浸水予測図を踏まえ、津波ハザードマップの見直しを行い、想定地震名、標高ラインの色分け、津波の到達時間や浸水方向、避難経路、標高表示、さらには、市内の避難所、津波避難ビル、公共施設等を掲載した津波ハザードマップを修正し、市内の全戸に配布しました。

○逗子市土砂災害等ハザードマップの作成

神奈川県が指定した土砂災害警戒区域、風水害時避難所などの位置を地図上に表示した土砂災害等ハザードマップを新たに作成し、市内の全戸に配布しました。

○津波避難ビルの指定

津波浸水予測区域内において、地域住民等が一時もしくは緊急避難する施設を確保することを目的として、新たに逗子リビングマンション3・4・5・8号棟、聖和学院、逗子高等学校、

逗葉高等学校の計7施設を津波避難ビルとして指定しました。

※2013年（平成25年）3月31日現在の指定数は、公共及び民間施設あわせて39施設。



○津波避難路と津波避難案内表示路面シートの整備

市内における津波被害等を軽減するため、市内各所に標高表示を行うとともに、小坪小学校や逗子小学校等の児童が安全に避難するための津波避難路を整備しました。

また、合わせて津波避難経路上に最寄りの避難場所や距離、方向などを記した津波避難案内表示路面シートを市内32箇所に整備し、市民等にわかりやすく避難情報を案内できる環境を整えました。この路面シートは、再帰反射材及び蓄光表示材を使用していますので、夜間や停電時においても標示内容を識別できるものとなっています。



○津波避難案内表示板の設置

海水浴客や海浜利用者などに津波避難に関する情報を周知することを目的として、津波ハザードマップに基づく津波避難案内表示板を作成し、逗子海岸地区5箇所及び小坪海浜地区4箇所の計9箇所に設置しました。



○防災資機材等の整備

東日本大震災の教訓を踏まえ、備蓄食料をはじめとする防災資機材等の拡充を図るとともに、これらを収納する防災備蓄倉庫を8台整備しました。

○市民防災セミナー等の開催

群馬大学広域首都圏防災研究センター長・教授の片田敏孝氏をお招きし、「想定を超える災害にどう備えるか～大津波を生き抜いた釜石市の子どもたちに学ぶ～」と題し、小・中学生の生存率99.8%であった釜石市において長年にわたり防災教育を行ってきた片田教授から、「想定にとらわれず、災害に備えること」をテーマとした防災セミナーを逗子小学校の体育館において開催しました。(当日の参加者数は、340人。)

○地域安心安全情報共有（メール配信）システム登録者数の拡大

東日本大震災を受け、防災行政無線の放送内容や地域の防犯情報等を携帯電話やパソコンのメールに情報発信する、地域安心安全情報共有システムの登録者数が拡大しました。

平成 22 年 4 月 1 日現在	748 人
平成 23 年 4 月 1 日現在	7,446 人
平成 24 年 4 月 1 日現在	9,963 人
平成 25 年 4 月 1 日現在	11,132 人

○戸別受信機の増設

防災行政無線の難聴対策として、放送内容を室内で受信することができる戸別受信機を市内公共施設等2箇所（もやい、聖マリア小学校）に増設しました。

○MCA無線機の増設

災害時における通信手段を確保することを目的として、津波避難ビルに指定している施設5箇所（逗子開成高校、葉山工務店、もやい、聖マリア小学校、逗子マリーナ3号棟）にMCA無線機を増設しました。

○災害協定の締結

災害時における関係機関との協力体制を確立するため、災害時支援に関する協定を5件締結しました。

2012年度（平成24年度）

チャレンジデーへの参加



● チャレンジデーとは

毎年5月の最終水曜日に人口規模がほぼ同じ自治体で0時から21時までの間に、15分以上継続して運動やスポーツなどの身体活動(運動)を行った住民の「参加率(%)」を競い合う住民総参加型のスポーツイベントです。

チャレンジデーは、1983年(昭和58年)にカナダのサスカートン市を中心とする50の市町村で始められました。

● 実施の経緯

2012年(平成24年)3月に策定した「逗子市スポーツ推進計画」の目的である、一人でも多くの市民がスポーツに親しみ、健康で豊かな生活を送ることができるよう、いつでも、どこでも、だれでもが気軽にスポーツ健康づくりができる環境の整備に取り組むことが、チャレンジデーの理念と合致していたものです。

● 対戦相手



第1回目の対戦相手鳴門市長とエールの交換

2012年(平成24年)の初参加の対戦相手は徳島県鳴門市で、逗子市長が鳴門市役所を訪問し、鳴門市長とエールの交換をしました。

2013年(平成25年)は富山県南砺市、2014年(平成26年)は鹿児島県指宿市と対戦しました。

○ 過去の対戦相手の紹介

【徳島県鳴門市】

市の北部は瀬戸内海国立公園に指定され、北に播磨灘、東に紀伊水道をのぞみ、鳴門海峡の急流と逆巻く渦潮でその名を知られた景勝地です。「鯛」「ワカメ」「さつまいも」「塩」など数多い地域特産物があります。

【富山県南砺市】

市内には庄川や小矢部川の急流河川が流れるなど、豊かな自然に恵まれています。

山間部には、世界遺産に登録された五箇山合掌造り集落があります。

【鹿児島県指宿市】

薩摩半島の最南端、鹿児島湾口に位置する花と緑にあふれた食と健康のまちです。市の全域を霧島火山脈が縦断し、天然砂むし温泉などで有名な全国で有数の温泉地です。

● 参加方法等

年齢や性別は問いません。1人で参加しても、家族、職場、地域のみなどで参加しても大丈夫です！

通勤、通学、買い物、ストレッチ運動など、15分以上身体を動かせばオッケーなので、イベント会場に来ることのできない方でもエントリーできます。

イベントの開催場所は、逗子アリーナ、交流センター屋内プール、第一運動公園、逗子海岸などです。

逗子アリーナを中心に誰でも参加しやすいスポーツを実施しました。

● テーマ：スポーツを楽しむまち逗子の新たな一歩「チャレンジデー」

日頃から運動に取り組んでいる方も、運動する機会に恵まれない方も、多くの市民の方々が、楽しく気軽に参加できるように「メニュー作り」に力を注ぎました！

●主な運動メニュー

○みんなでダンス！

楽しい曲に合わせて障がいのある人も一緒にリズムダンスやレクゲームをしました。誰もが気軽に参加できるものとして、楽しむことができました。

○チャレンジデーだヨ！夜回りラン&ウォーク

地域の防犯パトロールをしながら市内約3kmをランニング。

23：30集合／24：00スタートしました！

○おらほのラジオ体操

ラジオ体操を石巻市の方言で楽しく行いました。

○アリーナでフィナーレ！みんなで踊ろう

豪華景品のあたる抽選会や逗子音頭・フォークダンスなどのイベントを実施し、たくさんの方が楽しみながら参加しました！

地域の皆さまのご協力のもと地域でのラジオ体操の定着化もあり、スポーツへの意識向上と習慣化をすることができています。

これをきっかけに、さらなる健康維持増進につながることを期待しています。

●課題と今後に向けて

チャレンジデーは毎年5月の最終水曜日に平日の開催と決まっているため、学生や会社員など市内での参加が難しい市民が多くいます。また、どんなイベントに参加がしやすいのか、そのメニューやイベントの企画作り、そしてそれらのイベントを支えてくれる運営ボランティアにどう集まっていたのかなど苦労する点は多くあります。

しかし、全国有数の速さで超高齢社会が進展する神奈川県において、健康寿命を伸ばし、高齢になっても誰もが生き生きと健康に暮らせるよう体力づくりを進めていくことは重要なことです。そのためには、チャレンジデーを周知して当日の参加率を上げるだけでなく、市民の皆さんの毎日の生活の中に運動やスポーツを習慣化していくことがなによりも大きな課題と考えています。

今後も気軽に楽しく運動やスポーツを始める「きっかけづくり」のイベントとしてチャレンジデーを継続していきます。

●対戦結果

2012年（平成24年）初参加（5月30日）

	参加率	人口	参加者	実施回数
鳴門市	61.7 %	61,958人	38,212人	3回目
逗子市	51.3 %	60,677人	31,157人	初実施

2013年（平成25年）2回目（5月29日）

	参加率	人口	参加者	実施回数
南砺市	47.2 %	54,995人	25,937人	9回目
逗子市	27.1 %	60,296人	16,317人	2回目

2014年（平成26年）3回目（5月28日）

	参加率	人口	参加者	実施回数
指宿市	44.7 %	43,090人	19,248人	2回目
逗子市	36.5 %	60,211人	21,981人	3回目



2013年度（平成25年度）

逗子海水浴場の規制強化へ条例改正



逗子海水浴場は、古くから保養地として有名で、遠浅で波静かなファミリービーチとして親しまれてきました。

ところが近年、海の家営業形態が変わり、本来の海水浴客の利便施設である更衣所や食堂、売店といった営業に加えて、音楽を全面に打ち出した営業をする店が多くなってきました。

その結果、大音量で音楽を流したり、ライブ演奏を大音量で行ったり、客がダンスをするいわゆる「クラブ化」した海の家が出現し、近隣住民からの騒音苦情や、泥酔客による喧嘩や迷惑行為が多発するなど、風紀は乱れ、治安が悪化して地域の安心・安全が脅かされる状況となりました。

2013年（平成25年）7月には、海岸近辺で客同士による殺傷事件が発生し、住民の不安が頂点に達しました。

この事態を重く見た市は、「この状況を一度リセットするしかない」と判断し、市長、逗子警察署長、県横須賀三浦地域県政総合センター所長、県横須賀土木事務所長、県鎌倉保健福祉事務所長の5者で「安全で快適な逗子海水浴場を取り戻すための対策協議会」を立ち上げ、様々な規制の方策などについて協議しました。

2013年（平成25年）の海水浴場終了後、海を家のライブハウス及びクラブ営業の全面禁止を求める請願が6,497名の署名をもって市議会に提出されるなど、住民から海水浴場に対する規制を求める声は日に日に大きくなっていきました。

10月に実施されたまちづくりトークは出席者が139人と関心も高く、その後11月の市民説明会、条

例改正案概要のパブリックコメントを経て、平成26年第1回市議会定例会に「安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例」の全部改正を提案し、2014年（平成26年）2月26日に賛成多数により可決、3月3日に公布されました。

海の家を除く砂浜での飲酒とバーベキューの禁止、拡声器を使って音を出すことの禁止、畏怖を与える入れ墨・タトゥーの露出禁止を条例で定め、また、海を家の営業終了時刻を午後6時30分とし、海の家での音楽の禁止も規則で定めるなど、日本一厳しい条例を制定しました。

この取組みは全国から注目され、連日マスメディアが逗子海水浴場の問題を取り上げました。

一方、逗子海岸営業協同組合は、条例の差し止めを求めて提訴したため、市民参加の海水浴場のあり方検討会は、当初は組合が参加しないままで協議が進みました。

6月27日の海開き式はマイクなしで実施し、警備体制も強化。さらに、市民ボランティアのパトロールも毎週末に行いました。

最終的に、組合も自主的に営業時間の午後6時30分の終了と音楽禁止を表明、逗子海岸は穏やかなファミリービーチとして復活しました。

この間、市は組合との話し合いを続け、11月に組合は条例を遵守することを約束して提訴を取り下げ、あり方検討会に参加。関係者が同じテーブルについて、ファミリービーチとしての発展をめざす議論が始まりました。



2013年度（平成25年度）

景観まちづくり読本「まちなみデザイン逗子」の発行



景観まちづくり読本「まちなみデザイン逗子」の発行

逗子の美しい景観を保全し、また、新たにつくり育てていくために市民が主体となり、景観を考える本「まちなみデザイン逗子」を平成26年3月に発行しました。

そのできあがりまでをほととぎす隊※景観部会のメンバーが紹介します。

※まちづくり基本計画を推進するための市民組織

まちなみデザイン逗子発行に至ったきっかけ

2007年（平成19年）に策定された「まちづくり基本計画」にある「風致・景観の向上により、にぎわいとくつろぎが生まれるまち」を目指し、ほととぎす隊景観部会のメンバーの活動が始まりました。その計画の一つに、逗子型モデル(デザイン)を考える事業があり、景観冊子の作成を目指して活動していきました。



小学生を対象にした、まちづくり学習室



逗子を巡るまち歩き



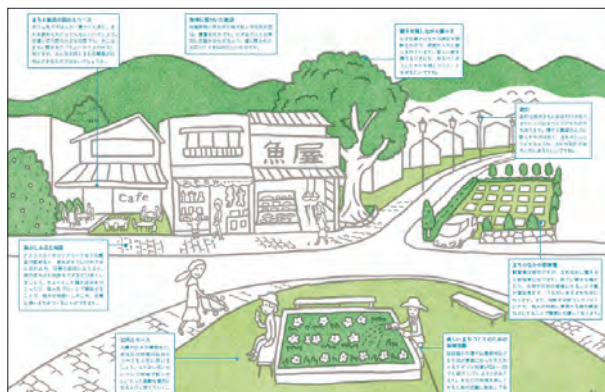
2008年（平成20年）から足掛け6年、90回以上の会合やワークショップを開催

ワークショップなど景観普及啓発活動も行いました

市内全域のまち歩きや地域ワークショップ、子ども学習、美化活動の取材、モデル事業など様々な活動を通して、より多くの住民に逗子の景観について触れてもらい、まちづくりへの関心を高められる活動を心がけました。

まちなみデザイン逗子をこんな方々に読んでもらいたい

この冊子は、歴史的背景や地域性等から紐解く「逗子らしさ」や、景観を良くするためのヒントなどを載せているので、まずは市民の皆様、そして市外の方々などに逗子のよさを知ってもらい、更に良い方法を生み出していただければ嬉しいです。



まちなみデザイン逗子 ～みんなで景観を考える本～

2013年度（平成25年度）

小坪飯島公園プールのリニューアルオープン



小坪飯島公園は、逗子マリーナ西端の鎌倉市に抜ける小坪海岸トンネルの脇に位置し、敷地内にはプール施設（25メートル及び幼児用）や広場があり、年間を通じて子どもたちの遊び場として広く利用されていました。

しかし、1976年（昭和51年）のオープンから相当の期間が経過したことから、プール施設等の老朽化が進んでいるため、再整備を実施しました。

再整備の基本方針としては、次の事項を重点に設計しました。

- ・ 地区を代表する素晴らしい海辺の景観を取込んだ魅力あるプールとする。
- ・ 小坪の自然と景観に調和した施設づくりを行う。
- ・ 子どもから高齢者まで誰もが快適に利用できる施設づくりを行う。

・ 衛生的で安全な施設づくりを行う。

その結果、江の島や富士山を臨み、一面の海を見晴らす開放的な空間を形成し、バリアフリーに対応した施設整備により、誰もが快適に利用できる市民プールとなりました。



2011年（平成23年）8月に実施設計業務を実施。2012年（平成24年）10月から再整備工事を開始し、2013年（平成25年）3月末日に完成しました。同年7月1日にリニューアルオープンし、多くの利用者に親しまれています。整備概要は下記のとおりです。

■更衣棟：延べ床面積約164.08㎡

■プール

25mプール：幅員11m（5コース）、水深1.1～1.2m、材質ステンレス
キッズプール：9.2m×7.2m（楕円）、水深0.3m、材質ステンレス
プールサイドフロア他：831㎡



2013年度（平成25年度）・2014年度（平成26年度）

第一運動公園の リニューアルオープン

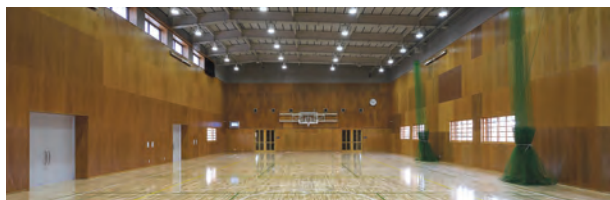


第一運動公園は、1972年（昭和47年）の都市計画決定を受け、国・県の補助により整備された公園です。開園後30年以上を経過し、公園施設の老朽化が目立ってきました。特に水泳プールの老朽化が著しく50メートルプールは2007年度（平成19年度）から休止していました。このため、国の交付金を財源として、新たな機能を付加し再整備事業を行いました。

再整備事業の実施にあたっては、児童館機能を盛り込むこととしました。その背景にあったのは2003年（平成15年）5月29日に児童館設置を求める22,098人の請願が市議会において全会一致により採択されたことを受けて、2005年（平成17年）「次世代育成行動計画」において「中高生を含めた子どもの居場所づくり」として児童館機能を有する施設を整備するという基本目標でした。

したがって、体験学習施設の検討にあたっては、利用の中心となる中高生の意見を反映するため、「児童館機能を有する施設機能等検討委員会」「児童館的施設検討子ども委員会」及び「児童館的施設子ども懇話会」を順に立ち上げて検討を重ね、利用方法や体育館・ダンススタジオ等必要な施設等についての報告書を最大限反映して整備していくこととしました。

2010年度（平成22年度）に公募型プロポーザルコンペにより逗子市第一運動公園再整備基本計画策定及び基本設計業務を実施しました。具体的な施設に対する要望、意見等は児童館的施設検討子ども委員会のメンバーや各協議会、関連団体、公募の市民等による検討委員会を立ち上げ集約し、



基本計画を策定しました。

再整備の概要は、老朽化施設の改善として水泳プール施設の再整備、防災機能の充実、バリアフリー化、新たな公園施設として、教養施設に分類される体験学習施設を建設し、公園の活性化を図りました。

公園の交流の場として、起伏をもつランドスケープの中に体験学習施設を6つの棟に分けて配置し、各施設を結ぶ1本の道が道広場として公園を東西に渡り、そこには連続した屋根が掛かっています。閉じた場所ではなく、公園と建築、そして人と人を緩やかにつなぐ、開かれた交流の場として整備をしました。

2011年度（平成23年度）は実施設計業務を実施。2012年（平成24年）7月から解体工事を実施し、同年12月から建築工事に着手。2013年（平成25年）2月から電気設備、機械設備工事を着手しました。同年8月9日にプール関連施設と有料駐車場を先行してオープンしました。2014年（平成26年）3月に全ての工事が終了し、4月1日に公園オープン、4月末日に体験学習施設をオープンしました。

■体験学習施設（スマイル）：延べ床面積約2,400㎡

A棟（カフェ、プレイルーム、トイレ）：延べ床面積約99㎡
 B棟（乳幼児プレイルーム、多目的室、幼児用トイレ）：延べ床面積約270㎡
 C棟（障がい者用トイレ、障がい者用シャワー室、プール管理室、医務室、ラウンジ、男女トイレ、多機能トイレ）：延べ床面積約270㎡
 D棟（男女プール更衣室、男女トイレ）：延べ床面積約208㎡
 E棟（男女トイレ、多目的室）：延べ床面積約210㎡
 F棟（多目的室）：延べ床面積約590㎡
 道広場（広場）：延べ床面積872㎡

■プール

25mプール：幅員17m（8コース）、水深1.0～1.2m、材質ステンレス
 流水プール：約80.5m、幅員4～5m、水深0.8m、材質ステンレス
 キッズプール：11m×8m（楕円）、水深0.3m、材質ステンレス

■駐車場

110台（駐車場64台うち障がい者用4台、多目的A駐車場33台、多目的B駐車場13台）



2013年度（平成25年度）

逗子アートフェスティバル 初開催



オリザ氏のトークを行い、28日の公演終了後、市長と平田氏による対談を実施。



「逗子アートフェスティバル2013 はじめよう芸術祭」は、2013年（平成25年）9月27日（金）～12月8日（日）に、逗子市内各所で開催されました。

これは、「逗子市文化振興基本計画」の重点事業の一つとして「自然と芸術のまち」「つながる文化」の2つの柱（コンセプト）のもと、市民が主体となって、逗子のまちなかを使って、地域文化の祭典として開催したものです。

市民による実行委員会が中心となって、逗子市、逗子市教育委員会や逗子市芸術文化事業協会など様々な団体の共催、協力によって実現しました。

・プロジェクションマッピングショー

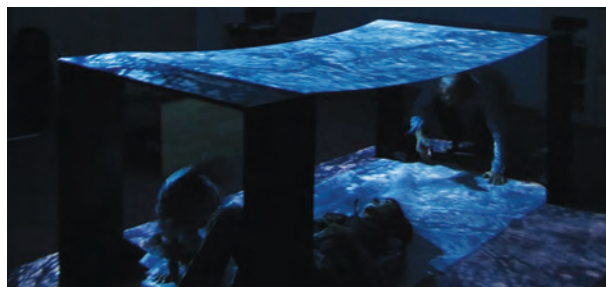
（10月5～6日）

逗子小学校の壁面に国際コンペや小学生の描いた絵の上映等を実施。

・まちなかメディアアート

（9月27日～10月6日、11月3日～12月1日）

逗子デジタル昔話、ミニプロジェクションマッピングなど、まちなかの施設やスペースを活用して開催。



実施企画

1. 逗子メディアアートフェスティバル2013

・オープニングフォーラム（9月27、28日）

アンドロイド演劇『さようなら』公演+平田



2. 第2回浜の芸術祭 (10月12日～14日)

逗子海岸に約100mの「アートロード」をつくり、参加型の企画を実施。

- ・海のアートロード：若手アーティストによる出展、ワークショップ等
- ・海の美術館（希望のヒカリ）：お魚プラネタリウム（FISHADOW）等
- ・浜のステージ：ステージを設け、音楽、ダンス等



3. 第63回逗子市文化祭 (10月13日～11月23日)

歴史と伝統のある文化祭で市内文化団体や個人（公募）による作品発表を実施。

- ・実施企画（芸能18、展示13、その他4）



4. 第22回逗子海岸流鏝馬、第16回逗子海岸武者行列 (11月17日)

800年前に行われた逗子流鏝馬を再現し、武者行列を実施。



5. 逗子フィルムフェスティバル2013 (12月1日～8日)

逗子文化プラザホールとシネマカフェ「シネマアミーゴ」と連携し、幅広い層を対象とした多彩な映画作品を上映し、映画講座も実施。



6. 市民自主企画 (期間中)

A型：(9月27日～12月8日) 展示やコンサートなど16の市民企画を開催。

B型：東逗子プロジェクト：(11月3日～24日) 東逗子の空きビル、空き店舗（旧キリガヤ住宅事業部、旧すだちゅう）などで、展示やコンサート、カフェなど7の市民企画を実施。



名越切通・まんだら堂やぐら群整備／ 世界遺産不記載勧告

整備が進む史跡名越切通、まんだら堂やぐら群公開へ



名越切通は、逗子市に3つある国指定史跡のひとつで、1966年（昭和41年）に当初指定されました（1981、1983年（昭和56、58年）に主として逗子市域、2008、2009年（平成20、21年）に鎌倉市域が追加指定）。

鎌倉市との市境を跨いだ位置にあり、鎌倉と三浦半島とを結ぶ要路の一つです。43,000平方メートルを超える広大な敷地（逗子域分）に、多くの遺構が点在し、中でも、交通の要衝である切通路、鎌倉及び鎌倉と関連の深い地域のみに見られる「やぐら」と呼ばれる葬送遺構が150基ほど開口しているまんだら堂やぐら群、垂直に切り落とされた崖面が数百メートルにわたって露頭している大切岸と見どころが多数あり、その周辺にも、切通の防衛にも関係すると考えられる平場や切岸、火葬跡など葬送に関する遺構も多く分布していて、中世都市の周縁の歴史的景観を良く残しています。

逗子市教育委員会では計画的に土地を公有化し、2001年度（平成13年度）より、整備計画を立てながら段階的な整備を行ってきました。

中でも、まんだら堂やぐら群については、旧地権者の方がアジサイを植栽し、花の名所として公開していましたが、逗子市が公有化し、文化遺産として整備をしてきました。まんだら堂やぐら群は、一つひとつは2m四方程度と小規模で構造も単純なものが多いですが、150穴以上の存在が確認されている有数のやぐら群で、これだけまとまったやぐらを良い状態で見ることのできる遺跡は鎌倉市内にも少なく、たいへん貴重です。やぐらの中に並ぶ五輪塔は、後の時代に動かされているものが多いので、中世の姿そのままとは言えませんが、主に火葬した骨を納めるなどして供養するために建てられたものです。

大切岸は、長さ800メートル以上にわたって高さ3～10mにもなる切り立った崖が尾根に沿って連続する遺構で、従来、鎌倉幕府が三浦一族からの攻撃に備えるために、切通の整備と一体のものとして築いた、鎌倉時代前期の防衛遺構だと言われてきました。しかし、2002年度（平成14年度）に発掘調査したところ、大切岸は、板状の石を切り出す作業（＝石切り）の結果、最終的に城壁のような形で掘り残された



もの、つまり石切り場の跡だということが確認されました。

石切りが行われた時期ははっきりわかりませんが、堆積している土砂の上層に、江戸時代、1707年（宝永4年）の富士山噴火による火山灰が含まれていますので、それより古い時代であることは確実です。2011年度（平成23年度）には大風で、法性寺裏山の大木が倒壊した際、その背後から大型のやぐらが出てきており、まだ埋もれているやぐらが多数あるものと思われます。14～15世紀の鎌倉では、建物基礎や溝の護岸、井戸枠などに切石が盛んに用いられていますので、名越の山中で大規模に石切りが行われたのも、その頃が中心ではないかと考えられます。

ただ、この結果のみをもって、大切岸に防御的な目的は一切なかったと即断することはできません。『吾妻鏡』の記事に見られるように、鎌倉は敵の攻撃を防ぐのに適した地形＝要害と認識されていました。あくまでも推測ですが、このように大々的な石切りを行っても、鎌倉の

街を取り囲む尾根を安易に掘り割ることはせず、あえて城壁のような崖を残したのかも知れません。

2014年（平成26年）3月、まんだら堂やぐら群の修景整備、大切岸前面平場の園路整備、大切岸上の広場整備等が終了したことを受け、まんだら堂やぐら群の公開を開始しました。初夏（4月下旬～6月上旬）、秋（10月下旬～12月上旬）、初春（3月）の3シーズンの土曜、日曜、祝日と月曜日、年間合計60日の公開をしています。



「武家の古都・鎌倉」世界遺産登録へ向けた推薦書、不記載勧告へ

逗子市は、鎌倉市・横浜市・神奈川県と連携して「武家の古都・鎌倉」の世界遺産登録を目指して準備を進めてきました。逗子市の名越切通（まんだら堂やぐら群）はその構成資産候補となっていました。しかし、2013年（平成25年）4月30日、ユネスコ世界遺産委員会の諮問機関であるイコモスから「武家の古都・鎌倉」に対する不記載勧告が出されました。その主な理由は、「鎌倉の歴史的重要性は認められるが、現在の構成資産では、武家の権力が確かに存在したという物証とならず、その価値を十分に証明できていない」、「資産全体の視覚的完全性の観点から資産の周辺が都市化されていることの影響は無視できない」等、武家政権の実証に係る本質を否定されたに近い、大変厳しいものでした。これを受け、神奈川県・横浜市・鎌倉

市・逗子市世界遺産登録推進委員会では、5月13日、3市長が知事と面会し、今後とも協働して推薦を目指すことを確認するとともに、推薦書の一時取り下げを決定しました。

逗子市では、世界遺産登録に向けて、今後とも神奈川県・横浜市・鎌倉市と協力、連携して取り組んでいきます。



長柄桜山古墳群 整備工事本格着手

歴史の見直しを迫る新発見

1999年（平成11年）3月、葉桜団地の西側、逗子市と葉山町の境にある丘陵の上で携帯電話の中継基地建設工事のために伐採整地が行われた際、葉山町在住の考古学愛好家が埴輪の破片を採集したことをきっかけとして発見された長柄桜山古墳群。それまで古墳の空白域とされていたこの地域に突如現れた2基の前方後円墳は、ともに4世紀後葉（古墳時代前期）に築造されたもので、全長90m前後と現存する古墳としては神奈川県内で最大級の規模を誇ります。

三浦半島の基部にあたるこの地域は、畿内と東日本を結ぶ太平洋側の交通の要衝であり、ここに位置する長柄桜山古墳群は、古墳時代前期における関東と畿内を結ぶ交通や、南関東の地域の情勢を考える上で重要なものと考えられるため、2002年（平成14年）12月19日に、古墳としては県内初の国史跡指定を受けました。

第1号墳の概要

墳丘は後円部三段、前方部二段につくられており、後円部と前方部の比高差（高低差）が大きい前期古墳の特徴をもっています。丘陵の岩盤を削り出した後、その上に最大約1.5mの盛

土を施しています。後円部墳丘は左右非対称で、現在の逗子市街地が広がる田越川流域や逗子湾から望むことができる西側を整った形に作り出しています。

後円部の墳頂には埋葬施設を囲う様に埴輪が並べられていたほか、埋葬施設陥没坑の脇からは、祭祀に使われた土器が見つかっています。

第2号墳の概要

第1号墳から西に500mの尾根上にあります。後円部と前方部の比高差があまりなく、前方部は第1号墳に比べると幅広となっています。古墳の造り方はまだよく分かっていませんが、古墳の表面には砂岩や丘陵岩盤の泥岩を用いた装飾—葺石—が施されていることが明らかになっています。第2号墳からも円筒埴輪と壺形埴輪が見つかっており、第1号墳と同様、墳丘上に立て並べられたものと考えられます。

前方部から西側には、相模湾に浮かぶ江の島をはじめ、天気が良ければ大山や富士山を一望することができます。

整備のあゆみ —これまでと今後—

2002年度（平成14年度）に史跡指定を受け



保存状態の良い第1号墳の全景

た後、逗子市と葉山町では、2003年度（平成15年度）に整備基本構想を作成、2004年度（平成16年度）に調査指導委員会を設置し、平成18年3月に発掘調査全体計画を定めました。この間、2004、2005年度（平成16、17年度）の2カ年で指定地を公有化、2006年度（平成18年度）から2009年度（平成21年度）にかけて第1号墳の発掘調査を行い、墳丘の構造や埴輪等に関する多くの貴重な成果を挙げました。そして2010年度（平成22年度）には、「周囲の豊かな自然環境との調和を図りながら、人々が学び、集い、安らぎ憩う場として整備する」ことを基本理念とする整備基本計画を策定しました。

引き続き2011年度（平成23年度）に第1号墳の整備実施設計を行い、いよいよ具体的な整備に着手する準備が整ったことを受け、2012、2013年度（平成24、25年度）に第1号墳の墳丘とその周辺の樹木を伐採、2014年度（平成26年度）から本格的な遺構保存工事に着手しています。

今後は、2020年度（平成32年度）までの計画で、墳丘や埴輪を保護するための盛土や植栽、階段の設置、園路の整備、説明板や案内板の設置を行い、第1号墳の整備を進めていく予定です（第2号墳については詳細未定）。

なお、発見直後から、市民町民による自主的な活動をきっかけとする古墳パトロールが開始され、多くの皆様のご協力をいただきつつ今日まで続けているのは特筆すべきことと言えるでしょう。

基本データ			
第1号墳		第2号墳	
主軸方位	N-28° -E	主軸方位	N-88° -E
全長	91.3m	全長	88m
後円部径	52.4m	後円部径	54m
前方部長	38.9m	前方部長	34m
前方部幅	33.0m	前方部幅	45m
くびれ部幅	24.2m	くびれ部幅	32m
墳頂部比高差	3.4m	墳頂部比高差	1.89m



第1号墳整備工事の様子（H26.12）



第1号墳整備イメージ図

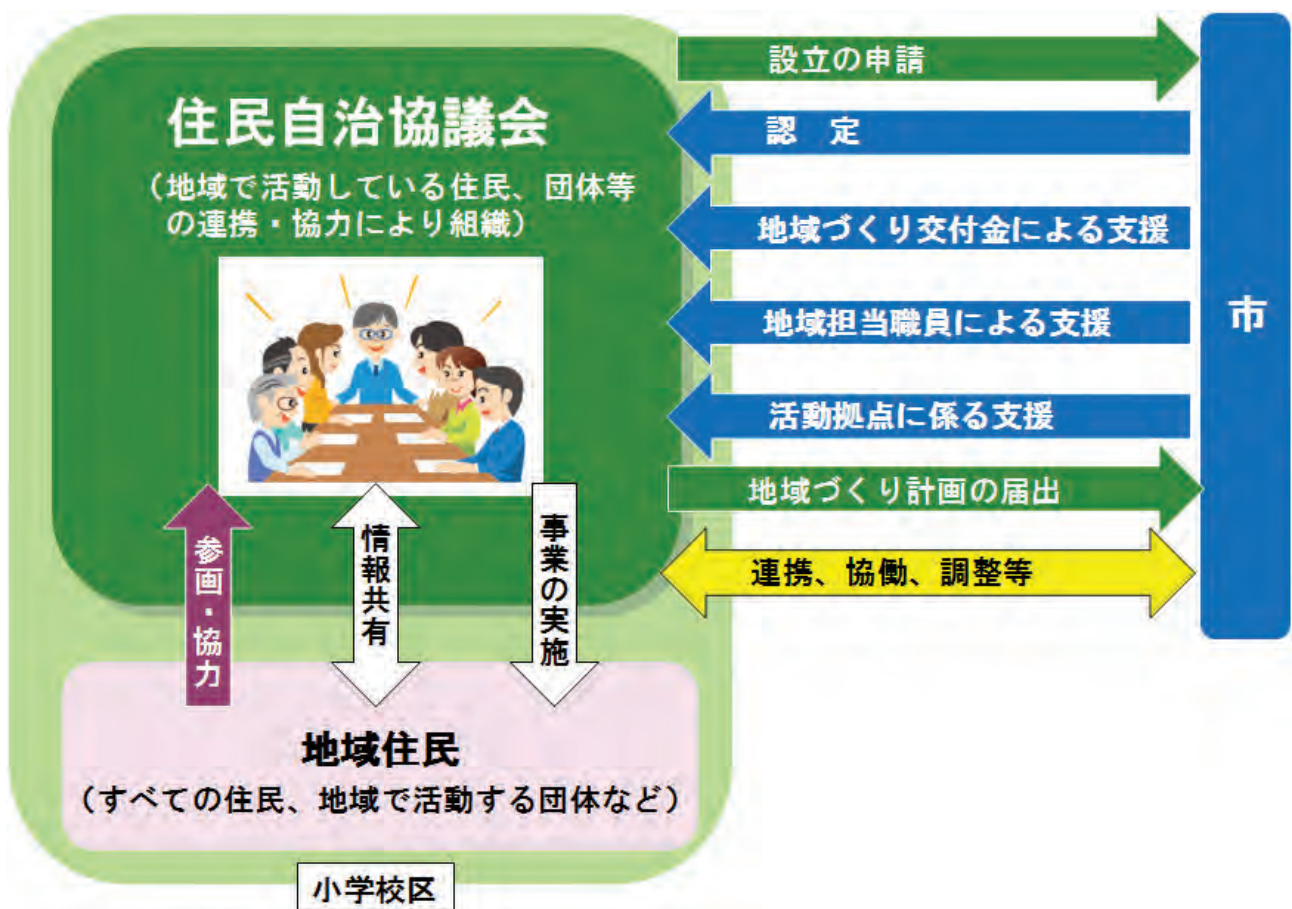
地域自治システムの構築

地域自治システムとは、地域で活躍する様々な住民や団体の力を生かしながら、それぞれの地域ごとに異なる住民ニーズ、地域の課題にきめ細やかに対応し、地域コミュニティを再構築する仕組みです。小学校区ごとに、地域全体で意見を出し合い、連携・協力し、様々な地域課題を解決し、地域の個性や実情に応じた地域づくりができるよう、地域が主体となって住民自治協議会を設立します。

市の協議会に対する支援は3種類、財政的な支援として地域づくり交付金の交付、地域と市のパイプ役となる地域担当職員の配置、協議会の活動拠点となる場所の確保です。

システム構築に向けた取組みは2012年（平成24年）からはじまり、校区懇話会、全体懇話会、パブリックコメント等を経て2014年（平成26年）3月に仕組みがまとまりました。同年4月からは、各小学校区において協議会設立に向けた取組みがはじまっています。

2015年（平成27年）1月には沼間小学校区で住民自治協議会の第1号が誕生しました。また、小坪小学校区でも住民自治協議会設立準備会において、協議会設立に向けて議論を重ねており、市内各地域においてそれぞれ地域の特性に合わせた組織づくりを目指しています。



2014年度（平成26年度）

個人情報外部流出に係る情報セキュリティ強化

逗子市における個人情報の取り扱いについては、逗子市個人情報保護条例及び逗子市情報セキュリティポリシーを遵守して対応してきましたが、2012年（平成24年）11月に小坪で発生した殺人事件において、加害者の依頼した調査会社関係者が被害者の家族を偽って、住所を逗子市役所から聞き出し、犯行に及んだとのニュースが2013年（平成25年）11月に報じられました。これを契機に、情報セキュリティのさらなる強化を図るため、2013年（平成25年）11月18日に市長を本部長とする逗子市情報セキュリティ推進本部を設置しました。同推進本部会議で本部長から、情報資産の人的、物理的セキュリティ対策の強化のため、次の事項が指示されました。

1 情報セキュリティ対策基準等の改定

- ① パソコンの利用時のセキュリティ対策の強化
- ② ID、パスワードの管理の徹底

2 個人情報保護強化対策（マニュアル）の策定

- ① 人的ミスの防止の観点
- ② 電話・窓口対応における対応方法

3 システム面での対応

- ① 住民情報系システム（注1）の改修
- ② ログイン認証方法の変更

4 研修の実施

- ① 個人情報保護に関する研修の実施
- ② 情報セキュリティ等に関する研修の実施

5 その他情報セキュリティ対策の強化に関する研究

2013年（平成25年）12月2日には、情報セキュリティ推進本部内に個人情報保護強化対策策定部会を設置し、個人情報の不正取得の抑止、個人情報の外部流出の防止及び各所管の業務に合わせた個人情報の保護レベルの統一を図るため、『個人情報保護強化対策マニュアル』を策定し、2014年（平成26年）5月1日から電話や窓口業務で個人情報を取り扱う際のマニュアルとして、厳格に運用を開始しています。

また、システム面での情報管理の強化策としては、2014年（平成26年）8月から住民情報系システムに係るパソコンを利用する際の本人認証の方法を、従来のパスワード方式から静脈による生体認証（注2）方式に変更しました。パソコンの起動時の生体認証操作で、いつ誰がログインしたかを正確に記録できることから、業務目的外でのシステム操作や、個人情報の不正使用などがあった場合に、その関係者を特定することに有効なシステムであり、大きな抑止力になっています。その他にも、住民情報系システムで個人情報を閲覧する際、情報の取り扱いを職員に注意喚起するパソコン上の画面表示についての改修を行っています。

なお、職員に対する研修については、従来から実施している個人情報保護制度に関する研修を継続して実施するとともに、住民情報系システムを取り扱う職員の個人情報に関する意識の向上を図るため、全職員（非常勤事務嘱託員等を含む。）を対象に情報セキュリティ研修を実施するほか、個人情報保護強化対策マニュアルについても周知、徹底を行っています。

市職員をだまして個人情報を入手した犯人は、市の業務を妨害した偽計業務妨害で有罪となりましたが、この事件は大きく報道され、逗子市のみならず、全国の自治体に個人情報保護及び情報セキュリティ対策の重要性を再認識させることとなりました。今後も職員一人ひとりが個人情報保護条例をはじめとした法令等を遵守し、個人情報の保護強化に万全を期して取り組んでいきます。

（注1）住民情報系システム…住民情報、税、福祉など行政の基幹となる業務を処理するシステムのこと。

（注2）静脈による生体認証…指の静脈の情報を用いて利用者を特定する認証方法のこと。

2014年度（平成26年度）

中学校給食開始

2014年（平成26年）10月14日（火）に、中学校給食が開始されました。初めての給食メニューはカレー・ハンバーグ・酢の物・あえもの・牛乳でした。酢の物は、小坪産のシラスとわかめを、あえものは横須賀産のキャベツ等、地場産の食材を使用しました。



各教室にはおかわり用のご飯を用意し、食欲旺盛な中学生のための対応も図っています。また、配送用トラックや器のふたには、逗子市特産のシラスとわかめをモチーフにした食育推進キャラクターの「しらわかちゃん」がデザインされています。

中学校給食導入の経緯

2007年度（平成19年度）に、当時の小中学校の保護者の方々を中心とした市民より「中学校給食の早期実現についての要望書」が市に寄せられ、それを受けて逗子市議会も「中学校給食の早期実施」について決議しました。それ以来、教育委員会では、学校関係者や市民の代表の方々を交えた検討会を設置して検討してきました。

現在小学校で実施している『自校方式』、給食センターで行う『センター方式』、小学校の給食調理室で調理し、中学校へ運ぶ『親子方式』など検討しましたが、最終的に『ボックスランチ方式』に決定しました。調理業務は横須賀市にある業者に委託しました。

本市の中学校給食

本市の中学校給食は、教育委員会に配置された栄養士が「学校給食実施基準」に基づいて、1食あたりの栄養価を考えて献立の作成・食材の発注・調理指導などを行っています。調理業務も「学校給食衛生管理基準」に従った清潔な調理場で行われています。

また、みなさんに召し上がっていただくために、生活保護・準要保護の方々には給食費を市として全面的に支援しています。

今後は、アレルギー対応に向けて検討を進めていくとともに、保護者や生徒のみなさんの要望等も考慮しながらよりよい中学校給食について努力していきます。

2014年度（平成26年度）

新総合計画の策定

2015年（平成27年）1月、市議会で平成27年度からスタートする逗子市総合計画が議決されました。この計画は、24年後の逗子のビジョンを描いた「基本構想」とそれを実現するための8年間の取り組みの内容を定めた「実施計画」の2つから成っています。

1. 策定の経緯

計画の策定にあたって、まず2011年（平成23年）に18歳以上の市民3,000人を対象とした「まちづくりに関する市民意識調査」や将来人口の推計などの基礎調査を行いました。次に2012年（平成24年）9月から10月にかけて24年後の将来



「ずしのみらい討議会」での意見交換

ビジョンについて市民の声を聴くために「ずしのみらい討議会」を開催しました。討議会は無作為抽出3,000人の中から参加いただいた市民延べ226人が3回に分けて、人口のあり方と、福祉、教育、環境、商工の4つのテーマについて活発な意見交換を行いました。

そして、それらの材料を基に素案を作成し、2011年（平成23年）から2014年（平成26年）にわたって総合計画審議会での19回に及ぶ審議と個別計画や基幹計画の懇話会等での審議、まちづくりトーク、パブリックコメントなど多様な市民参加のプロセスを経て平成27年市議会第1回臨時議会において議決され策定しました。



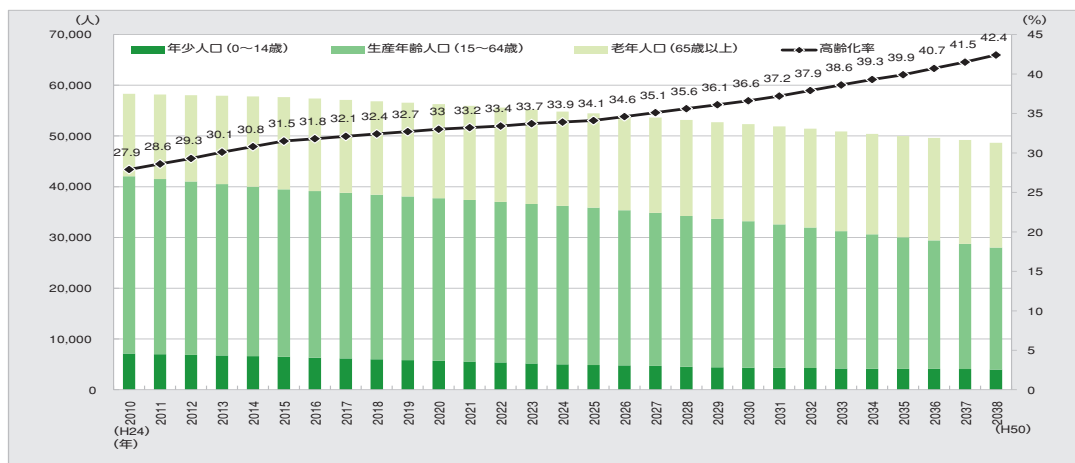
総合計画審議会出石会長（左）から平井市長（右）へ答申書の提出

2. 主な内容

① 目標人口の設定

将来人口の推計結果によると、人口は年々減少を続け、高齢化率は基本構想の最終年度には40%を超えることが予想されています。しかし、まちの

にぎわいや活性化、行政サービス水準の維持には人口の維持が必要不可欠です。そこで、子育て世代を中心とした生産年齢人口層の転入増加を図り、できる限り現状の人口の維持をめざすこととしました。



市の将来人口と高齢化率

② 5本の柱と取り組みの方向、リーディング事業の設定

将来像の実現に向けて、基本構想には「5本の柱」とそれぞれを分類した「取り組みの方向」を定めました。また、実施計画には特に戦略的・重点的に取り組む事業として38のリーディング事業を設定しました。

③ 逗子市まちづくり基本計画との一体化

2007年(平成19年)12月に議決された「逗子市まちづくり基本計画」を新総合計画に包含し、一体的に推進していくこととしました。

総合計画の全体像

基本構想		実施計画
いつまでも変わることのない理想像 青い海と みどり豊かな 平和都市		
将来像 自然に生かされ、自然を生かすまち コミュニティに支えられ、コミュニティを支えるまち		
5本の柱	取り組みの方向	リーディング事業
第1節 共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち	1 「その人らしく生きること」をお互いに支え合う福祉のまち	◆地域福祉推進事業
	2 医療・保健・福祉が連携した安心・健康長寿のまち	◆健康づくり推進事業 ◆地域医療充実事業
	3 高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまち	◆地域包括ケアシステム推進事業 ◆日常生活支援総合事業
	4 障がい者が安心して自分らしく暮らし続けられるまち	◆療育推進事業 ◆民間障がい者福祉施設整備等促進事業
	5 誰もが心豊かに子育てできるまち	◆子育てネットワーク構築事業 ◆体験学習施設講座等事業
第2節 共に学び、共に育つ「共育(きょういく)」のまち	1 子どもも大人も輝く生涯学習のまち	◆共育ネットワーク構築事業
	2 文化を新たに創造するまち	◆文化振興事業(逗子アートフェスティバルの充実)
	3 スポーツを楽しむまち	◆スポーツ推進事業(逗子スポーツの祭典)
	4 学校教育の充実したまち	◆教員の授業力・学級経営力・児童生徒指導力向上重点事業
	5 子どもも大人も共につながり成長していくまち	◆各種講座事業
第3節 自然と人間を共に大切にすま	1 自然を大切にすま	◆自然の回廊プロジェクト推進事業 ◆特別緑地保全地区指定事業 ◆(仮称)池子の森自然公園整備事業
	2 廃棄物による環境負荷の少ないまち	◆生ごみ減量化・資源化事業 ◆一般廃棄物処理施設整備事業
	3 温室効果ガス排出の少ないまち	◆スマートエネルギー普及促進事業
	4 暮らしと景観に配慮したまち	◆景観のまちづくり推進事業
第4節 安全で安心な、快適な暮らしを支えるまち	1 良好な住環境の形成により、くつろぎが生まれるまち	◆土地利用方針の調査検討 ◆計画的なまちづくり推進事業
	2 災害に強く、犯罪のない安全なまち	◆避難行動要支援者支援事業 ◆防犯対策事業
	3 歩行者と自転車を優先するまち	◆歩行者と自転車を優先するまち推進事業
	4 都市機能の整った快適なまち	◆JR東逗子駅前用地活用事業 ◆市営住宅整備事業
	5 地域資源を生かした個性豊かなにぎわいのあるまち	◆逗子海岸保全活用事業 ◆商工業振興事業 ◆小坪海浜地活性化事業
第5節 新しい地域の姿を示す市民主権のまち	1 市民自治のまち	◆(仮称)自治基本条例検討事業 ◆地域自治システム推進事業 ◆市民協働推進事業(仮称)市民協働推進条例の制定)
	2 誰もが尊重され、自由で平等なまち	◆男女共同参画プラン推進事業(仮称)ずし男女共同参画推進条例の制定)
	3 情報化で、よりよく暮らせるまち	◆情報化推進事業
	4 世界とつながり、平和に貢献するまち	◆国際交流推進事業 ◆非核平和推進事業
池子の森全面返還をめざして		池子の森全面返還をめざして
計画の実現に向けて		計画の推進にあたって
1 自律した市民の主体的な参加、参画		1 計画の推進にあたって
2 公・共・私の役割分担と連携		2 進行管理
3 効果的・効率的な自治体経営の推進		3 財政収支見直し
4 個別計画等との相互連携		

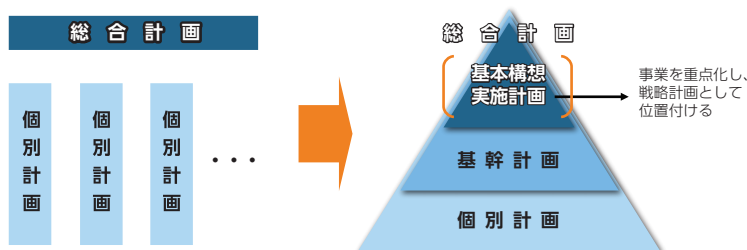
3. 特徴

① 総合計画・基幹計画・個別計画の一体管理

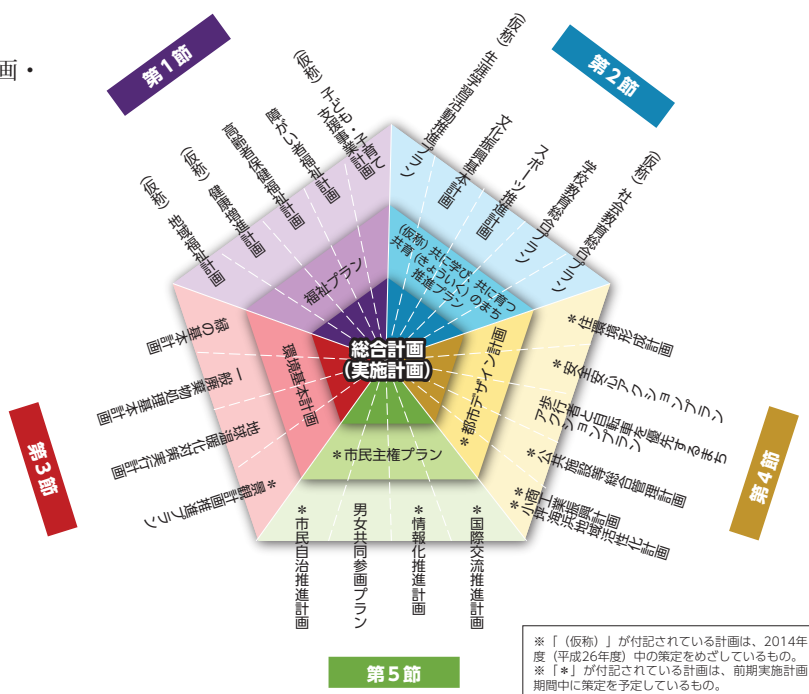
市には総合計画を始め分野毎に様々な個別計画がありますが、計画期間はまちまちで進行管理も統一されていませんでした。そこで、5つの政策の柱ごとに分野を束ねる計画を基幹計画として位

置付け、さらに基幹計画の下に施策ごとの個別計画を位置付け、総合計画・基幹計画・個別計画の三層構造としました。三層の計画を連動させて実施していくことで、市全体を有機的に動かしていく仕組みとなっています。

総合計画・基幹計画・個別計画の一体管理



総合計画・基幹計画・個別計画の全体像



② 市民協働による進行管理の仕組み

「まちづくりの主体」としての市民の考えや経験を生かし、より理想的な事業を展開するために、市民による進行管理の仕組みをつくりました。具体的には、個別計画・基幹計画における懇話会等に

おける意見聴取を経て総合計画審議会が総合計画の進行管理を行うとともに、個別計画・基幹計画等の策定推進に関わっている市民の横断的なネットワーク会議を設置し、広く情報共有、意見交換等を行うこととしました。

進行管理のイメージ

